

平成22年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

6月8日（火）午前1

0時開議

日程第 1 一般質問

第12番議員 松本美子議員

第7番議員 河井勝久議員

第9番議員 川口浩史議員

第10番議員 清水正之議員

出席議員（13名）

1番 畠山美幸議員

2番 青柳賢治議員

3番 金丸友章議員

4番 長島邦夫議員

5番 吉場道雄議員

6番 柳勝次議員

7番 河井勝久議員

9番 川口浩史議員

10番 清水正之議員

11番 安藤欣男議員

12番 松本美子 議員

13番 渋谷登美子 議員

14番 藤野幹男 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局 長	杉 田 豊
書 記	久 保 かおり
書 記	石 橋 正 仁

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長
高 橋 兼 次 副 町 長
安 藤 實 総 務 課 長
井 上 裕 美 政 策 経 営 課 長
中 西 敏 雄 税 務 課 長
中 嶋 秀 雄 町 民 課 長
岩 澤 浩 子 健 康 福 祉 課 長

簾	藤	賢	治	環	境	課	長							
新	井	益	男	産	業	振	興	課	長					
木	村	一	夫	企	業	支	援	課	長					
田	邊	淑	宏	都	市	整	備	課	長					
大	澤	雄	二	上	下	水	道	課	長					
田	幡	幸	信	会	計	管	理	者	兼	会	計	課	長	
加	藤	信	幸	教	育	長								
小	林	一	好	教	育	委	員	会	こ	ど	も	課	長	
大	塚		晃	教	育	委	員	会	生	涯	学	習	課	長
新	井	益	男	農	業	委	員	会	事	務	局	長		
				産	業	振	興	課	長	兼	務			

◎開議の宣告

○藤野幹男議長 皆さん、おはようございます。ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、平成22年嵐山町議会第2回定例会第6日の会議を開きます。

(午前10時03分)

◎諸般の報告

○藤野幹男議長 ここで報告をいたします。

まず、本日の議事日程はお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎一般質問

○藤野幹男議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 松本美子議員

○藤野幹男議長 本日最初の一般質問は、受付番号6番、議席番号12番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の事前登録型本人通知制度についてからお願いいたします。

〔12番 松本美子議員一般質問席登壇〕

○12番(松本美子議員) 皆さん、おはようございます。議長の指名がございましたので、12番議員、松本美子、一般質問を通告書に従いまして、大きく分けて2項目させていただきます。

まず、1項目目でございますけれども、事前登録型の本人通知制度が新しく6月1日より64市町村、埼玉県では一斉に開始が行われました。そのことによりまして、住民票の写しや戸籍抄本などの証明書を他人が請求した

場合、これは有資格者も入りますけれども、そのことにつきまして書類等が整いますと交付がされるわけですが、本人に対しましての通知制度でございまして、なされることになりました。これは、過去には不正請求等がありまして、目的外で非常に有資格者の方がとりまして、戸籍の売買というようなことが行われたわけですが、それによりまして、該当する方、大勢の国民、町民等にもかかわってきますけれども、知らない間に自分の戸籍がとられ、売買を3,000円なり5,000円なりという形で売られたということによりまして、非常に人権が侵害されたり、あるいは目的外で使われたりということが、知らない場所で行われていったということが根本でございすけれども、こういったものがこの制度ができることによりまして、いち早くとられた方には、事前に登録をした方に限りますけれども、本人へと通知が来るわけですが、大きな前進にもなってきたかなというふうに思っているところでございます。

また、この制度につきましては、過去に兵庫県のほうで大量の不正取得が行われ、行政書士、8士業の方ですがとりまして、冒頭にも申し上げましたけれども、不正に戸籍をとられまして、今申し上げたように興信所あるいは探偵社のほうからの要請があったのだということですが、それを横流しをして金もうけをしたという実例がありましてのことが根本の問題だと思って、そこから立ち上がったものというふうに理解をいたしております。

その後、去年の6月ですがけれども、大阪でいち早く取り組みました。そう

いった経緯がありまして、今回埼玉県内によります 64 市町村で、6月1日より実施ということで、全国初の埼玉県での取り組みがなされたということが新聞報道でも大きく載り、また広報等でもお知らせ等で、こういう制度が始まりますということで載ったというふうに心得ているつもりでございます。そういったことを踏まえまして、今回質問をさせていただきます。

まず、(イ)でございますけれども、導入に向けて周知を徹底を町民にしていくわけですが、この事前の登録型本人通知制度につきましての町民への働きかけは、どんなふうに行われ、現在進行しているのか伺います。

(ロ) といったしまして、不正取得防止のため、ぜひこの有資格者である8士業者の方たち、または企業あるいは事業所にも研修と啓発等が町では取り組まれておりますけれども、改めてお尋ねをさせていただき、しっかりと取り組んでいってもらうためにお尋ねをさせていただきます。

(ハ) ですけども、もちろん行政が先頭に立って職員の研修あるいは人権教育、啓発をしっかりと行って、町民の先頭に立っているということは承知いたしておりますけれども、どんな内容にて職員さんの人権教育を行っているのかお尋ねをいたします。

また、(ニ) ですけども、比企郡内では人権フェスティバルというものが行われております。残念ながら知らない方もいらっしゃるというような話も伺っておりますので、改めてこの取り組みにつきまして、またどのような町民の

方が参加をし、郡内で行われていることですから大勢の方が参加をいたしておりまして、盛大に行われて、嵐山でも開催地というふうになった経緯がありますので、改めましてもう一度お尋ねをさせていただきます。

それと、同様に(ホ)ですけれども、町では人権啓発のためにビデオを購入いたしております。大いにこれはフル回転でフル活用をすることが、啓発、啓蒙になるというふうに私も考えております。残念ながら、見たことないという方たちも、この席上にもいらっしゃるかと思えます。そういう方たちへの啓蒙啓発も兼ね、また町民に多く知っていただくために、町民一人一人の人権を守るために、また安易な考え方で人を見下したり差別したり、そういったことはなさないように、こういったビデオを活用していただきたいと思っておりますので、質問をさせていただきます。

それと、一番困るのは(ハ)でございますけれども、インターネットの関係です。これはどのような形でも、悪質に利用する気になればどのようなことでも全国ネット版ですので、書き込みは自由でございます。それによりまして、書く側は余り深く考えてはいないかもしれませんが、差別などしているつもりはないかもしれませんが、それに該当する子供にしてもお年寄りにしても女性にしても、あらゆる一人一人の人権差別にかかわる、それは目に見えない非常に怖い差別でございますので、改めまして人権侵害が起きてからでは、インターネットに書き込まれてからでは間に合いませんので、質問をさせていただき、町の対応はどのように、もしそういうことが起きた場合にはどうし

ているのか、お伺いをさせていただきます。

よろしくご答弁くださいますよう。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(イ)について、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、私のほうからは小項目の(イ)、導入に向けて周知徹底と登録の働きかけを伺うにつきましてお答えをさせていただきます。

ご質問の事前登録型本人通知制度につきましては、本町でも嵐山町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱を定めまして、これに基づき県内市町村と同時に6月1日から開始させていただいたところがございます。

この制度の内容及び目的はご質問のとおりでございまして、特に不正請求を防ぐという点から多くの方にこの制度ができたことを知っていただき、嵐山町では不正請求ができない、許さないという姿勢を周知すること、これが重要だというふうに考えております。

この周知方法につきましても、比企郡内では東松山地区戸籍住民基本台帳事務協議会を中心に協議をいたしまして、既に4月30日に各新聞社に記者クラブを通じて情報提供を行っております。また、それとともに本町では5月から町のホームページに掲載をし、また6月号の広報にも掲載をして、周知を図っているところでございます。

なお、町民課並びに出張所の窓口にはこのパンフレットを置きまして、ご案内もいたしているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目(ロ)から(ハ)について、安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 それでは小項目の(ロ)、不正取得防止のため8士業者、企業事業所に研修、啓発を伺うにつきまして、お答えをいたします。

2005年から2007年にかけて、行政書士等による戸籍謄本などの不正取得事件が相次いで発覚しました。この事件をきっかけに、結婚や就職に対する根強い差別意識がいまだに残っていることが浮き彫りになりました。こうした状況を踏まえまして、比企郡市では個人情報を取り寄せる資格を持つ8士業者に対する合同研修会を実施いたしました。また、町内の8士業者につきましては、毎年実施しております人権・同和問題研修会への参加を呼びかけました。

さらに、就職差別問題に対応するため、町内事業所の総務人事担当部課長を対象に公正採用研修会を実施したところです。

次に、小項目(ハ)、行政に対しての人権教育、啓発はにつきましてお答えいたします。人権問題を正しく認識し、適切な対応が行えるようすべての職員を対象に研修会を毎年1回開催しております。

次に、小項目(ニ)、人権フェスティバルへの取り組みについてお答えをいたします。人権フェスティバルにつきましては、人権意識の高揚を図り、同

和問題をはじめ女性、子供、高齢者、障害を持つ人、外国人などさまざまな人権への理解、関心を深めるため、比企郡8市町が合同で実施しております。また、町民参加につきましては、チラシの回覧、ポスターを公共施設や事業所等に掲示し、より多くの方に参加していただけるよう工夫しています。

次に、質問項目ホ、人権啓発ビデオの活用状況につきましてお答えいたします。21年度の活用状況は、町内の小中学校へ貸し出しのほか、2つの団体での利用がありました。

次に、質問項目へ、インターネットの悪質な書き込みによる人権侵害差別を伺うにつきましてお答えいたします。インターネットが急速に普及する一方で、インターネットを悪用した誹謗や中傷、差別的な書き込みが起きています。埼玉県内においても、同和地区への差別を助長する書き込みがなされ、問題となりました。これらに対しては、掲示板の管理者に書き込みの削除を要請し、削除しています。町といたしましては、利用者一人一人が人権について正しく理解し、他人を傷つける差別書き込みは絶対しないように人権教育・啓発活動を推進する考えです。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 松本議員。

○12番(松本美子議員) それでは、何点かですけれども、質問をさせていただきます。

まず、この制度の導入につきましての登録の手続というものがあります。

これは身元の関係になりますので、登録者といえども保険証でしょうか、あるいは運転免許証でしょうか、いろいろなものが必要になってき、費用的なものというものも考えられるかなというふうにも思いますけれども、1点それをお尋ねをさせていただきます。

○藤野幹男議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えさせていただきます。

登録の手続きでございますが、まず登録手続きの手数料については、これは無料でございます。行政サービスとしてこの登録制度はさせていただくという考え方でございます。

それから、今議員さんのお話にございましたように、基本的には本人にご来庁いただいて登録をしていただく。当然これは本人であるということについて、その本人が登録をしていただいて、その本人に通知をするということでございますので、本人確認につきましては、今お話がございましたけれども、申請者の運転免許証、パスポート、または住民基本台帳カードなど本人が確認できるもの。そして、印鑑をご持参いただきまして、こちらに登録の申請書というものが用意してございます。その申請書に記入をしていただいて、登録をしていただくという手続になってございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、本人がもちろん来ることが基本です

けれども、代理は認められないという形を1点お尋ねをさせていただくのと同時に、随時もう今始まっているわけですから、毎日時間内であれば受け付けているということによろしいでしょうか。

○中嶋秀雄町民課長 まず、代理人の関係でございますが、本人がどうしても来られないという場合につきましては、代理人による委任状等の添付をしていただいて、郵送ということも対応せざるを得ないのではないかというふうに考えております。その場合につきましては、一応ご案内の中には、この方法について事前に町民課までお問い合わせくださいということで、委任状の書き方がありますとか、そういったことについてはご案内をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、時間につきましては、平日でありますと8時半から5時15分、土曜開庁しておりますので、その場合には午前中ということで対応させていただきたいというふうに考えております。

○12番(松本美子議員) それでは、登録につきましてはわかりましたので、ありがとうございます。

続きまして、(口)のほうに移らせていただきますけれども、これはただいまご答弁いただきましたように、不正取得の防止のためには、有資格者なり企業なりということで、研修なり啓蒙なりを行っているということでございますけれども、これはこういった研修を行ったから、なかなか理解をしていただいたり、こういうことがなくなるというふうにつなげるためには、やはり地道なる

努力といえますか、地道なるしっかりした取り組みが特に必要で、企業はなぜかといいますと、私たちは先ほどご回答にもありましたと思いますけれども、こういった戸籍等のものがとられますと、就職差別というものが現実的に起きておりまして、現在は戸籍の関係ということもありますが、それ以前には地名総鑑というようなもの等がありまして、これを全国に売られまして、それを買った企業は膨大にいたというようなことから始まっているというふうに、私も勉強させていただきながら思いましたけれども、そこが発端で、今は有資格者の方たちは堂々ととると。とってそれを転売できるということの怖さというものがありますので、今後とも年に1度の研修でいいということではなく、もう少し啓蒙啓発ができてもらえるものであれば、していただきたいなということと同時に、このときに企業あるいは有資格者の方たちの参加状況はどうだったのか、ご答弁いただければと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 最初に、有資格者の参加状況につきましてお答えをさせていただきます。

比企郡市で合同で実施をしたのは、平成19年の11月でございまして、嵐山町は当時8業種で12人の対象の方がいらっしゃいました。その中で5名の方に参加をいただきました。それから、毎年行っております町の人権同和問題研修会、これにご案内申し上げておるわけでございますけれども、1

ないし2人の参加をいただいておりますけれども、ほとんどの方は参加をしていただいております。

それから、差別をなくすにはどうしたらいいかというふうなことでございますけれども、このたび発覚をいたしました戸籍の不正取得事件、これは2005年から2007年にかけて発生しておるわけでございますけれども、嵐山町でもこの中に2件、戸籍謄本の不正取得が発表しております。どんなことに戸籍謄抄本を使ったのかということも明らかになっておりまして、行政書士がその職権を悪用して、各市町村の窓口に職務上の請求用紙というものを使って、戸籍謄抄本を請求をしたと。その背景には、興信所あるいは探偵社が、依頼に基づいて身元調査が実施をされた。その身元調査というのは、出身地をその戸籍をとることによって、その方の出身地がわかる。そうしますと、探偵社や興信所は部落地名総鑑、これは全国の同和地区のリストが載っているというふうに言われておりますけれども、それと照合して結婚差別あるいは就職差別に使ったという疑いが極めて濃厚というふうなことになっております。

こういったことでございまして、そういった差別事件を二度と起こさないようにするためには、戸籍法の改正も行われました。それから、探偵業法の改正も行われました。戸籍法、探偵業法の整備もこれまで行われてまいりました。それと同時に、こういった8士業者に対する人権問題についての正しい認識を持っていただいて、明るく住みよい地域社会の実現のために努力を

その有資格者としてしていただく。それを繰り返し粘り強くやっていくしかないというふうなことで考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、もう一度、すみませんけれども、この有資格者に対しての研修ですけれども、12人が19年度は対象者であったけれども、郡内で実施なされたときには5人だということです。そこで、ちょっと、約半分に近かったかなと思ったのですけれども、町の主催ですか、今のご答弁は、につきましては2名だったということですが、この2名の参加者というものは非常に少ないということと、まして有資格者ですから、どなたの戸籍でもとれるわけです。別に私たちとは限らず、町民のものにつきましては全員の方がとれるわけですので、大分少ないなというふうに感じております。

そういった形で新たに今年度も実施されるでしょうけれども、呼びかけといいましょうか、参加要請といいましょうか、ただ研修会やりますからというだけでは、こういった人数的なものは圧倒的に少ない。こここのところの人たちがしっかりしていただいて、不正なる取得はしないというものを植えつけていただき、自分自身が自覚をしなければならぬというふうになっております。

ですから、そういったための研修ですので、何人だけだったというだけで

なく、今年度の取り組みとしては、例えば個人的なその事務所なり自宅へなりお伺いしての呼びかけまで行うような予定があるのか。そこまではできない、通知のみなのか伺います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 有資格者の方にどうして町の研修会等に参加をいただけないのかなというのをいろいろ考えるわけですが、これは嵐山町ばかりではなくて、どこの市町村も共通の問題でございまして、しからばどうしたらよいかというようなことがございまして、それぞれの業界の、例えば弁護士会あるいは司法書士会、埼玉県の組織へ働きかけを行って、その組織で研修会も開いていただいております。そういったこともございまして、かなり皆さん方の認識は高まっているのではないかなというふうに思っております。

それから、議員さんおっしゃられましたように、嵐山町でも今現在8士業者、全部で15人いらっしゃいます。15人の方に対して、各ご自宅を訪問をして、そこでこういうふうな問題があって、こういうふうにしなければならないというリーフレットがございまして、それでお話をさせていただいて、なお研修会もあるのでぜひご参加をいただきたいという働きかけを過去にやったことがございます。去年はやってございせんけれども、過去にはやったことがございます。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、今後の取り組みもぜひとも、そういう形がとれる範囲内で仕方ないと思いますけれども、ぜひよろしく願いしたいというふうに考えております。

その次ですけれども、職員さんが先頭に立ちまして、人権教育を研修会等もしっかりと受けているということは私も承知はいたしておりますが、せっかくの研修を受けまして、担当課になりますとそれを実施していくわけですが、実施するにつきましてのもちろん全体の研修というものもあるというふうに私も承知しています。そういった中で行政が先頭に立ち、担当課が先頭に立ち、町民との大きなパイプをしていただき、地域にしっかりと根づいていただき、こういったことが起きないように職員研修等も行っているというような回答でしたけれども、それは職員さんが研修しただけでなくて、どのように町民に触れ合いながらそういうものを啓蒙啓発をしているのか、1点お尋ねします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 議員さんおっしゃられるように、職員が正しい認識を持って先頭に立って差別をなくしていくというふうなこと、これは当然でございます。我々も日々努力をさせていただいております。この研修が実践ができるように、研修で学んだことが実践できるように、今後もしっかりやって

いきたいと思います。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ちょっと尋ね方が悪かったかなというふうにも思いますけれども、研修を受けてしっかり取り組んでいるということは私も承知しておりますが、過去何年間も人権に関する研修会を行っています。そういった中で町民と実践的に、例えば別に同和対策ということだけでなく人権ですから今は、あらゆる人権にかかわるわけですよね。そういったことの随所というか、そういった機会というか場所というか、そういうものがあつたときには、職員さんはそういった取り組みというか、お話というか、皆さんに理解してもらうためというか、そういったことを研修で学んだことを出前講座とまではいかないのでしょうかけれども、なされたことがあるのですか。あるいは、職員研修ですから、職員さんまでがしっかりと把握していれば、そこまでのとどまりで終わっているのでしょうかということをちょっと聞きたかったのですが、聞き方がはっきりしないでしょうか。では、1度ここで答弁ください。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 職員研修は午前、午後の部に分かれまして、全員が受講しております。これは毎年積み重ねておりまして、昨年は部落の歴史と、改めて人権問題を考えたときに、正しい認識をもう一度しっかり学ぼうということで、それを研修会でやりました。その前は統一応募用紙と人権ということ。国が示している統一応募用紙、恥ずかしい話ですけれども、多くの県

内の市町村がその用紙を使っていなかったというふうなこともございまして、改めてこれも就職差別等につながる問題ですので、役場みずからそういったものを正していこうというふうなことになりました。

そのときそのときの話題、人権問題等をとらえて職員が学び、そして先頭に立ってその差別をなくす活動に取り組んでいくというふうなことに役立っているというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) それでは、次に移らせていただきますけれども、啓発ビデオなのですけれども、これは2つの団体が21年度ということですが、せつかくのビデオですので、もう少しいろんな諸団体の皆様にもPRをしていただきながら、公費等も使って大切なビデオを買うわけですので、働きかけをするお考えがあり、このビデオを利用するというような考えに至らないでしょうか、お尋ねします。

○藤野幹男議長 安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 町民を対象にした、例えば人権同和問題研修会にしても、以前の研修会のスタイルというのは、その研修会の中でビデオを見て、そしていろいろ話をするというのが多かったのですけれども、今はそうではなくて、先ほど申し上げましたように、何か1つの課題について、いろいろ検討してお話をさせていただく、講師から専門的なお話をいただくというふうな

ことが中心でございまして、町の研修会でも余り最近ではビデオを活用しなくなったということもございまして。

それから、町民の方も以前、町のバスを使うときに見ていただいたりとかいろいろあったわけですがけれども、そんな需要もなかなかないというふうなこともありまして、平成 19 年からは新しいビデオも購入してございませぬ。今あるビデオの中で活用していただくというふうなことになっておりまして、どれだけの効果が云々というようなことになるわけですがけれども、違う方法で十分研修も内容が充実をしているというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) それと、最後になりますけれども、インターネットの関係ですがけれども、先ほど私も質問の中、あるいは回答によりまして、こういうことのないようにというようなことがありますけれども、これで全国的にはかなりの方たちが命も落としたり、あるいはさまざまな人権を守られなかったために、非常に苦しい思いをしたということがありますけれども、今後ともしっかりと目を見開いていただいて、余り人を傷つけたり軽視したり、そういったことの起こらないように、一人一人がしっかりと取り組んでいただけるように町行政の方も、町民の方、私たちにももちろんですが、事あるごとにお話等、研修会とまでいなくても、そういう形がとれるようによろしく願いしたいというふうに思っております。

また、事前登録型の本人通知制度でございますけれども、これにつきましては、もちろん請求人がありまして、書類等が整っていれば住民票にしても戸籍にしても町は交付するわけですが、このときの請求人の個人名はなかなか教えてもらうことは、もちろん不可能なんだと思っています。ですけれども、情報公開条例等が嵐山にはございますので、そちらで請求をなされば、個人名の開示は可能なのか。1点だけ確認のためにお伺いします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、登録型の本人通知制度の情報公開の関係ということでございます。

まず、今ご質問の件で、最初通知の内容でございます。登録をされました本人に対しまして、1つは代理人請求という場合がございます。代理人請求というのは、先ほどのような関係で委任状です。本人にかわって委任状をお持ちの方の代理人さんから請求をいただく場合。それから、もう一つは、第三者請求の中でも、今8土業者というお話がございましたけれども、業者による職務上の請求、こういったものがございます。

本人様に、登録していただいた方に通知する内容というのは、まずはどういったものが、いつ、何通とられましたということをご通知します。それと同時に、それが代理人請求によるものか、もしくは業務上の第三者請求によるものか、その種別をご通知をさせていただくということになります。

そうしますと、当然のことながら、ご本人様が代理人請求で自分が委任状を書いていることになりますと、それはもう私がこれは代理人にお願いしたものがとられたのだなということになって、それで納得がいく。仮に、そこで自分は委任状を書いていないということになりますと、そうするとこれはおかしいではないかという形で、それはだれがとったのかという疑問が当然出てくるわけでございます。本人通知制度はそこまでの通知をするというのが制度でございますが、その後、例えばとられた方、それについて知りたいということになりますと、基本的に議員さんのほうからお話がありましたように、1つは情報公開条例に基づいてその請求者の氏名を公開してもらいたいという請求を出していただく。もしくは、例えば代理人の関係でありましたら、本人が本来書いた委任状だということになれば、自己情報の開示ということで、個人情報保護条例に基づく自己情報の開示という請求、こちらを出すということも可能かなというふうに考えております。

ただ、では情報公開条例に基づいて請求していただければ、すべて開示できるかということになりますと、これはその個々のケースによって、その内容によって非常に単純に第三者交付というものがとらえられるのですけれども、実はいろんなケースがあります。そういったケースの個々の具体的な事例に基づいて、実際には対応していくということになろうかというふうに思います。

内容が、例えばかなり緊急、例えば自己の生命だとか財産だとか、そう

いったものにかかわるような請求、そういったものが考えられるというようなことが情報公開の請求として理由で挙げられるということになれば、そちらに基づいて公表も可能ではないかなというふうに考えますし、ただちょっと具体的には、例えば家族の方が委任状をとったとかそういったことになりますと、そういったことも余りないというようなことになりますとその内容をお聞きして、開示するかしないかということの判断にもなろうかなというふうに考えております。

ただ、いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、町としては不正請求を許さないのだということが前提でございまして、そういった個々のケースにつきまして、その通知をされたご本人から相談がありました場合には、その内容を十分お聞きして、そして適切なその時点での対応をさせていただく。情報公開条例ですとか、個人情報保護条例、そういった情報公開の請求の仕方だとか、そういったことについても一緒にご協力をしながら取り組んでまいりたいというような形で考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そうしますと、こういった事前の登録型の制度等がスタートしたわけですけれども、やはり資格者の方には、ある面では戸籍、住民票をとるというのに、まだまだ抜け道といいましょうか、とれるのかなというか。

何で私こういうことを言うかといいますと、それは書類的なものがきちっと整っていれば、町の執行側はもちろん出しますよね、それは承知しています。ですけれども、とられた後に、どこへひとり歩きをしていくのかわからなくて、その期間が幾日間ぐらいの後に連絡等が本人のほうに、登録とれた方には来るのか、1週間ぐらいかかるのかどうかわかりませんが、それでは残念ながら少し情けないかなという気がするので、あえて聞いているのですけれども、このところで、とる方が来られたところでの把握ですか、交付する前の手続上の把握ですか、そのところの判断といったら失礼かわかりませんが、そういったところでしっかりと担当課の皆様は研修を重ねてきているというふうに思っていますが、もう一度そのところの確認でしょうか、しっかりとした体制というのでしょうか、安易に書類等が整っていますからということではなく、そこを未然に防ぐためには、何かないのでしょうかというか、ちょっと聞き方が申しわけないのですけれども、もしありましたらご答弁いただければありがたいですが、お願いします。

○藤野幹男議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

議員さんのご質問の中で、心配な点、不十分な点があるのではないかと
いうご質問でございます。この前段といたしまして、総務課長のほうからも不正請求が過去あったと、そして戸籍法等の改正が行われたという答弁をさせていただきます。そういった不正請求事件というものがございま

して、それを抜本的に見直したのが平成20年の5月の住基法、それから戸籍法の改正でございます。ここでの一番の改正内容というのが、まずは本人の確認、本人確認です。請求者本人の確認の厳格化ということで、先ほど議員さんのお話にもございましたように、その請求者がまず本人であるか否か。それまでは、改正以前の請求者というのは「何人も」というふうになっておりました。ですから、どなたでもとれるよということが、要はそういった個人情報保護という観点から、請求者であるということを、請求者がまず厳格に区分されたということです。それがまず1点。

そして、その請求者が本人であるか否か、それを明確にしないで、確認する方法として写真つきの身分証明書ということで、それを提示していただく。その番号を、本町でもやっておりますけれども、必ずそういったものを提示していただいて、その確認したという旨、免許証等の番号を控えさせていただくというような形で、本人確認をさせていただいているというのがまず1点でございます。

それから、もう一点としましては業務上の請求、これが厳格化されたということでございまして、今では業務上の請求であっても、例えば業務上の請求のどういった請求なのか、これはだれにこの業務の委任を受けて、そしてこの業務のために使うのだということをすべてその申請様式の中に明記するというようになっております。

そういったことで、先ほど答弁の中にもありましたように、業者間でもそう

いった研修を行って、そうして業務上の請求書というものも業者間ですべて統一をしております、その法に必要な項目というのは、その中に第何条の第何項の業務についてこれを申請しますと。そして、だれから委任を受けていますということも、すべて明記をして請求するというような形で、法の中で請求の仕方、そして本人確認というものが明確になっているということでございます。

ですから改正後の申請、そして確認の方法というのは、より厳格になっておりますし、また罰則についても罰金が、不正請求した場合には20万、ちょっとろ覚えで申しわけありませんが、金額が上がって、その罰金についても上積みがされているということで、基本的には法の中では不正請求は物すごくしづらくなっているという判断でございます。

ただ、それにしても議員さんおっしゃられましたように、そういったもので委任状等の様式、そういったものがすべてそろっているということになりますと、町のほうとして、窓口でその委任状が不正かどうか、偽造かどうかというところまでは見抜けない。ただ、窓口では、その内容については、例えば住所であるとか本人の名前であるとか、代理された方の名前であるとか、そういったものは十分審査をしながら、少しでも不審な点があれば、それは出さないということで確認をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) 非常にそれぞれ全町民に、国民にといいましょうか、かかわってきている人権問題でございますので、ましてそれに該当する方たちは非常にぴりぴりいたしております。常日ごろからですが、こういったことが制度化されたということで、少しは、安心とまではなかなかいきませんが、大いなる前進だったかなというふうに思っているところですが、非常に難しい問題ですが、行政も一丸となりまして引き続きよろしく執行していただきたいというふうにお願いをして、次へと進ませていただきます。

それでは、項目の2へ移らせていただきますけれども、人権教育の推進事業についてお尋ねをさせていただきますが、この問題も人権問題ですので、少しダブる部分もあるかもわかりませんが、よろしくご答弁をいただきたいというふうに感じております。

まず、(イ)でございますが、やはりさまざまな病気あるいはいろんな立場の方がおられるわけですが、今回は(イ)では、難病患者に対することに触れさせていただき、質問をさせていただきますが、こういった病気を持っている方につきましては、やはり精神的にはかなりの負担等があり、外見的にはどこが悪いのでしょうかというようなことをささやかれたりする場合は、こういう認定患者からそういうお話等も再三聞いている部分がありますけれども、この方たちの負担軽減を少しでも図っていくということで、町では見舞金というものも出しているようですが、物、金を出すということでは、精神的な負担はなかなか排除できる問題ではないというふうに思っています。

ですから、心のケアというようなものが、やはり多く占めるというふうに思っているわけですが、それには多くの人たちが正しく理解、認識というものが深まらなければ、そういった軽減はできないのではないかというふうに私は感じているわけなのですけれども、そういった正しい理解と認識を深めるためには、絶大なる啓蒙といいたしめようか、研修でしょうか、そういうものがやはり必要になってくるというふうに思います。そういったことを念頭に置きまして、現在の取り組みをお尋ねさせていただきます。

続きまして、(ロ)ですけれども、やはり高齢者の虐待防止ネットワーク委員会等が19年の10月からうちではできておりますけれども、現在の進捗状況、現在までの取り組みをお尋ねをさせていただきます。

続いて(ハ)ですけれども、これは学校関係でございますが、やはり各小中学校とも人権を尊重した心豊かで一人一人の人権意識と、いわゆる痛みです。そういうものが共有できるように、共生の心と人間性を育むことを教育の中心という形で据えて、しっかりと教育長を中心に、学校は学校長中心に取り組んでいただいておりますけれども、まず保育園あるいは幼稚園、小学校、中学校の全教育者の協力関係をまずは伺い、そこだけでは不十分なのは十分承知しております。あとは家庭教育または地域ぐるみでの連携がこれは何としても必要です。学校教育は学校教育です。

なぜこういうことを申し上げるかといいますと、学校教育で正当なことを教えてきていただいても、家庭がしっかりしたり、地域がやはりしっかりして

いなければ、子供さんは、先生はこういうふうに教えたよ、でもうちでは違うことを言っているよ、地域の人たちも違うことを言っているよでは、人権差別は絶対になくなりません。ですから、この連携が非常に必要だというふうに感じているわけです。

その学校側あるいは家庭、地域ぐるみの関係の教育の部分での指導はどんなふうに行われているのか、お尋ねをさせていただきます。

また(二)ですけれども、こういうことがあつては非常に困りますが、児童虐待防止の件ですけれども、18年度にはこちらにも質問状に書きましたけれども、要保護の児童対策地域協議会が設立されています。どのような運営をなされてきたり、また現状はどうなのか。こういうことが起きているとはもちろん思いたくありませんけれども、残念ながらという部分も必ずどこかには潜んでおりますので、お伺いをさせていただきます。

続きまして、(ホ)に移らせていただきますけれども、町では先ほど総務課長さんのほうからも答弁等が、あるいは町民課の課長さんからもございましたが、ちょっとダブるかもわかりませんが、社会教育の分野のほうでお伺いさせていただきますが、人権講演会というものが毎年行われておりますけれども、どのような人たちが対象で実施しているのか、この人権講演の目的は持ってしっかりと研修会が行われていると思っておりますが、改めてお伺いをさせていただきます、今後の方法、方向でしょうか、そういうものにつきましてもお尋ねをさせていただきます。

また、(ハ)に移らせていただきますが、やはり研修会を行った、それを実施したからいいという問題ではやはりこの人権問題はないと。何の町の事業でも、もちろんそうですが、継続ということが必要だというふうに十二分に理解していますが、あえて今回は人権をやらせていただいていますので、特に人権教育に携わる町独自の指導者、それが担当課なのか、あるいは専門というような形までの取り組みをできているのか、あるいはそういった方向性を考えているのか、お伺いをさせていただきます。

ご答弁よろしくお願いいいたします。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

小項目(イ)及び(ロ)について、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、大項目の2、その中のロにつきましてお答えをさせていただきます。

(イ)の難病患者に関する啓発の実施と新たな取り組みについてお答えをさせていただきます。難病の医療給付対象となります疾患につきましては62疾患ございまして、これらの医療給付費の申請窓口は東松山保健所となっております。相談業務につきましては、国や県、団体等で行っておりまして、県内の情報といたしましては各保健所や埼玉県障害難病団体協議会などが、電話や窓口での相談とともに生活情報の提供も行っております。

町では、平成14年度から難病患者の方に対しまして見舞金の支給を行っているほか、ホームヘルプサービスによる生活支援を実施しているところ

でございます。一般の方に対しての啓発につきましては、直接的に行っている事業等はありませんけれども、毎年度見舞金の支給に関する記事を町の広報紙に掲載をいたしましたり、窓口でお配りしている各種制度のリーフレットの中にも、町で行っている難病患者の方に対する事業を掲載させていただきまして、間接的な形ではありますが、一般の方への啓発につなげております。

また、昨年度から始めました障害者相談支援員によります家庭訪問の中で、難病患者の方で身体障害者手帳に該当するようなケースが見つかりまして、手帳申請となったものもありますので、いろいろな形での支援ができればというふうに考えております。

続きまして、小項目の(ロ)、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の現状についてお答えをいたします。平成18年4月1日に施行の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第16条によりまして、市町村は地域包括支援センター、その他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならないというふうにされております。嵐山町高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会につきましては、平成19年10月1日に設置要綱が施行されまして、家庭内においての高齢者虐待の早期発見と防止について協議し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活ができる環境を確保することを目的として、同委員会が設置をされました。

委員会の委員は、嵐山町社会福祉協議会の職員、民生・児童委員、郵

便局の職員、区長会の代表者、水道事業店の組合の代表者、それから居宅介護支援事業所の代表者、医師、小川警察署の職員及び健康福祉課長となっております。

会議につきましてはこれまで3回開催いたしまして、町内における虐待事例に関する情報及びその対応と経過報告、委員の皆様が所属する各事業所などにおける周知についての協議を重ねております。

委員会以外につきましても、町は法第 15 条による専門的な職員確保の観点から、平成 19 年度社会福祉士を1名採用いたしました。法律が施行されてから4年が経過しまして、町においては平成 19 年度相談に対応したケースはございませんでしたが、平成 20 年度は相談8件に対して対応4件、平成 21 年度は相談7件、対応5件の虐待事例が発生しております。

DVに関しましては、法律や制度が整備されておりますけれども、高齢者虐待についてはまだ十分とは言えない部分がございます。また高齢者虐待につきましては、暴力だけではなく高齢者を衰弱させるような減食ですとか、長時間の放置、暴言など心理的外傷を与える行為ですとか、財産を不当に処分することなども定義されておまして、虐待の当事者が虐待と認識していないケースなどがございます。

今後DV同様の制度の確立や高齢者虐待の防止等に関する理解を町民の皆様に深めていただくことが重要であると考えております。そして、高齢者虐待があったという事実を確認したときはもちろんのこと、高齢者虐待を

受けたと思われる高齢者を発見した方が、速やかに町に通報いただけるよう周知徹底をさせていただき、虐待の防止に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 続いて、小項目(ハ)について、加藤教育長。

○加藤信幸教育長 小項目(ハ)、人権教育に関する学校の取り組み、保育園、幼稚園、小学校、中学校の協力関係、家庭と地域ぐるみの連携についてお答えいたします。

各小中学校、幼稚園においては、人権教育推進上の課題を明確にして、指導の全体計画、年間指導計画の改善、充実を図るとともに、人権教育に関する各協議会や授業研究会、研修会などを通して、学校間の連携を図って指導の充実に努めております。

また、保育園、幼稚園、小学校の連携事業というのがございますが、ここにおいてお互いの保育参観や授業参観、情報交換を行い、実態の把握や効果的な指導について研修を行っております。具体的な指導に当たっては、発達段階を踏まえ、ボランティア活動などの社会体験や自然体験、高齢者や障害のある方との交流活動などの体験を通じた指導の工夫、改善に努めております。

次に、家庭と地域ぐるみの連携ですが、人権教育のねらいや実施内容、方法などについて保護者や地域の皆さんの理解を得るとともに、啓発に努

めることは大切なことだと考えております。各学校で現在進めている保護者、地域との連携と協力を深めるさまざまな取り組みの充実をさらに図っていただきたいと考えております。

教育委員会としても学校における教育指導の支援に努めるとともに、保護者、地域との連携、協力、触れ合いを深めるさまざまな事業を通して、一人一人の人権感覚がさらに豊かなものとなるように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 続いて、小項目(二)について、小林こども課長。

○小林一好教育委員会こども課長 それでは、質問項目2の小項目(二)の要保護児童対策地域協議会の件につきまして、お答えをさせていただきます。

最初に目的でございます。保護を要する児童の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関及び児童の保健福祉に関する職務に従事する者並びにその他の関係者が、情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくとの考えのもとに設立をされており、当町では平成18年12月に設立されております。

次に、組織のメンバーであります。児童福祉関係において、川越児童相談所、比企福祉保健総合センター、民生委員・児童委員協議会、主任児童委員、保育所、社会福祉協議会、地域子育て支援センター、育児支援相談員。保健医療関係として比企医師会、東松山保健所、健康福祉課、健康管

理担当。警察関係で小川警察署、教育委員会で教育委員会、小学校、中学校、幼稚園。その他としまして人権擁護委員、埼玉地方法務局東松山支局であります。

次に、会議であります。会議は代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議となっております。代表者会議は、実務者会議等が円滑に機能するために開催いたします。実務者会議は、要保護活動を実際に行っている者の知識及び経験を支援等に関する施策に反映させるために開催いたします。個別ケース検討会議は、個別の要保護児童に関する具体的な支援の内容等を検討するために設置をされております。

次に、会議の開催状況であります。最近では、代表者会議を本年の2月に、実務者会議につきましては去る5月に開催しております。また、個別ケース検討会議については、昨年度1回の開催となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 続いて、小項目(ホ)及び(ハ)について答弁を大塚生涯学習課長、お願いいたします。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 質問項目2の小項目(ホ)、人権講演会の目的と実施状況はについてお答えいたします。

初めに目的ですが、すべての人の基本的人権が尊重され、差別や偏見、人権侵害のない社会を目指すために、人々の人権に対する正しい理解が不可欠であります。そのためには、町民一人一人が差別や偏見、人権侵害

の実態を正しく理解し、自分の問題としてとらえ、豊かな見識をもって行動することができなければならないと考えています。そこで、人権問題の早期解決を図るために、人権同和問題研修会を開催しています。

次に実施状況ですが、対象者は各行政役員、老人会役員、各小中学校PTA役員、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、行政書士の有資格者です。内容は、人権映画の視聴、それから人権教育の現状と課題の講演です。平成21年度は、町内を3カ所に分けて3日間開催いたしました。出席者は延べ162人でした。

続いて、質問項目2の小項目(ハ)、人権教育指導者の養成への取り組みを伺うについて、お答えいたします。人権教育を推進していく上で、指導者の養成は大事な取り組みだと考えています。そのために比企地区人権教育講演会や人権教育市町村社会教育担当者研修会など、県で実施する研修会、講演会及び関係団体が実施する研修会、講演会などに参加しています。今後も研修会、講演会に参加し、指導者の養成を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 質疑の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。おおむね10分間。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時25分

○藤野幹男議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

松本美子議員の質問を続行いたします。

松本美子議員、どうぞ。

○12番(松本美子議員) それでは、順次再質問という形になりますが、2項目目を質問させていただきます。

まず(イ)ですけれども、難病患者に対しましてですが、答弁いただきましたけれども、少し健常者に対しての啓蒙啓発といいたいまいしょうか、認識がこれではなかなか深まっていなくて、患者にとりましては理解がいただけないというようなことを認定者の方からも何人ともなく私伺っていますので、ここにつきましては、健常者に対しての啓蒙啓発が一番必要なのかなというふうに思いますので、具体的な広報という形もあるでしょうし、あるいはほかのネットといいたいまいしょうか、町のものもあるでしょうし、何かあると思うのですが、そういったものに具体的には取り組みの対策というものは考えていませんか。まず、質問します。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 健常者への啓蒙啓発ということでございますけれども、これまで先ほど答弁させていただきましたように、一般の健常者に対しての啓蒙啓発につきましては、制度の周知によって理解と認識を深め

ていただくというような方法でしかございませんでしたけれども、広報等でも毎年制度のお知らせをしておりますので、そういった記事の中に健常者の方にも呼びかけるような形での方法等をとってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ぜひそういった方法が取り入れましたら、お願いをしたいというふうに再度お願いをして、次へ移らせていただきます。

高齢者の関係なのですけれども、防止ネットワーク等ができて、何件か年々でしょうか、少しずつふえてきているというような虐待の関係があるというふうにご答弁をいただきました。そのときの対応なのですけれども、それは地域的なもので、皆さんが即そういう事実というか実態があればということですが、これは委員さん等になってくれば、しっかりとした自覚を持つということになりますけれども、なかなかどこまで踏み込んで地域的な人たちがいるのかということになると、大変難しい部分もあるのかなというふうにも思います。そのためには、別にこの問題だけではなくて、町長も言っていますけれども、地域づくりというような安否確認でしょうか、そういういろんな分野にもつながって、虐待の関係にももちろんつながりますので、地域に対してこういった委員さんが、いろんな方たちに報告していただきました、答弁していただきましたとおりにいっちゃいますけれども、この方たちの高齢者の虐

待に関係するだけでなく、今申し上げました難病の患者と同様なのですが、健常の皆様方に地域づくりというような形の中の一環としては、もう少し溶け込むといいでしょうか、もっと根づくといいでしょうか、そういうふうな方法というものは難しい問題で取り組めないのか、あるいはこの方たちにお願いがしてありますので、こういった件数等が出てきていますから、ある程度は対応ができていくというふうなご判断でしょうか。また、地域の方にももう少し浸透していくような方法というものも考えが有りますでしょうか、お尋ねします。

○藤野幹男議長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 先ほど申し上げました高齢者虐待防止ネットワーク委員会につきましては、ただいま議員さんのおっしゃるように、虐待防止に限らず地域の見守りもお願いをしております。いろんな立場の方がございまして、一般の行政だけではなかなか見落としがちなところも、ご協力をいただいでいち早くそういった発見につなげたいというふうなことからお願いしているものでございます。

それから、一般の方に対しましては、一昨年になるのですが、広報等で虐待防止や何かにつきましては、こういったものがあるというふうなことでお知らせ等しております。また、機会をとらえまして、広報等へも広げてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12 番(松本美子議員) ありがとうございます。

次に、(ハ)に移らせていただきますけれども、教育長さんの答弁書等もいただいておりますので、ある程度しっかり取り組んでいただいていることも承知いたしておりますけれども、再度質問させていただきますのは、やはり学校は学校関係、あるいは家庭と地域というものの具体的な連携を何かとって、こういうふうな形で実施しているというようなものがもしございましたら、何点かあると思いますので、ご答弁いただければと思いますが、よろしくお願ひします。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

加藤教育長。

○加藤信幸教育長 一番最初のご質問に地域ぐるみというか、トータルするとそういうことだと思っておりますけれども、人権教育の推進啓発に関する法律というのは平成12年に定められて、その法律はとにかく人権教育のねらいというのは、人権を尊重した意識を涵養することが目的なのですよということが1つ。

それから、そういう教育は国民全体の課題であると、それから具体的には学校教育と社会教育を通じて行くと。こういうもとに行われて策定されたのを受けて、埼玉県では平成15年に埼玉県人権教育推進プランと。そのときは私も担当部にいたものですからかかわったのですが、その中で議員さんおっしゃるように、家庭というのは子供の人権意識の基盤づくりの

場でありますよと。それを今度は地域で、その子供たちをさらに人権意識を支えて育む地域は大切な場ですよと。そして、地域ぐるみの人権教育を進めましょうというのが、その基本理念だったのです。そのキーワードは、家庭と地域が連携した人権意識の高揚を図る。そのためのキーワードは、一人一人が大切にされる地域コミュニティづくり、これが基本だったのです。

人権教育というのは、ある特定の場ではなくて、特に家庭や地域においては、ある特定のことでなくて、みんなが人と人とのつながりで地域が成り立っていますから、人と人とが触れ合う場をつくりましょうと、そういう場でお互いの悩みだとか痛みを出し合える、そして共有し合っていく、そういう教育がこれからの人権教育ではないだろうかというのが、人権教育推進プランの基本理念だったのです。

具体的には、各地域の実態に応じてそれぞれ人権教育を進めているわけですが、今でも議員さんご存じでしょうけれども、家庭や地域、学校を含めた人権意識の高揚の具体的な取り組みというのは、嵐山バージョンで今進めております。大塚課長の答弁にあった人権教育講演会も、地域への学習の場の提供の一つでもありますし、それから、例えばある中学校では人権教育の学習について、保護者も含めて参加型の、保護者と生徒の参加型の人権教育を進めているとか、さまざまな活動を進めております。

したがって、生涯学習を視点とした人権教育の推進にこれからもそういう視点を踏まえて、地域コミュニティづくりというのを視点に入れながら

進めさせていただきたいと考えております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) そういたしますと、ちょっと外れたらすみませんけれども、特に町立吉田集会所での取り組みというものは、これは基本に値するというふうに感じているわけですが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○藤野幹男議長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 吉田集会所は、設置の目的そのものもあります。これらは当然それを大事にしていかなければいけない。しかし、地域にある集会所ですから、さっき申し上げたように、人と人が触れ合う場、コミュニティーの場として今後そういう触れ合う場に活用を広げていく。その委員さんの意見やら地域の皆様のご要望にもこたえながら、そういうコミュニティーづくりの場としての活用も今後考えていくべきだと、そういうふうと考えております。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) ぜひ引き続きよろしくお願ひしたいというふうに要望させていただきます。

それでは、人権講演の関係につきましてお尋ねをさせていただきます。3地区に分けて3日間での開催で延べ162名の出席者がいたということですが、これは対象者が先ほど答弁いただきましたけれども、そういった中ですと、少し私が思うのには、これに該当しない方、あるいはPTA関係、老人会の役員さんというものは、次から次へと役職というものがかわってく

るので、参加し研修等も受けるということが可能な、あるいは8土業者の方たちは資格者ですので、そういう方たちはもちろんですけども、そうしますと学校関係、PTA関係はそちらのほうで行うということにつながってきます。

どこが一番抜けるかなといいますと、嵐山町議会議員です。議員の私たちはどこへも所属は、要請等も今までなかったというふうに私は思っています。そういった中で、やはり町の執行側と議会側が両輪のごとくに歩んでいなくてはならない。その片方の輪が少し欠けているのではないかというふうに思うわけです。そこが、やはり説明責任等も、私たちは地域代表という部分でも議会へ出馬するということがありますので、その部分がなぜ欠けているのか。私が思いますに、予算決算等もちろん参画してしっかりと審議するわけですから、そこでの理解が深まらなければ、やはりいけないのではないかというふうに思っているので、あえてその部分をお尋ねをさせていただきます。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

大塚生涯学習課長。

○大塚 晃教育委員会生涯学習課長 松本議員さんお話のように、平成21年度までは確かに議員の皆様には、研修会の開催などについてご案内などは出しておりませんでした。さまざまな人権について、いろいろ現状だとか課題を研修していただくことは大変大切なことだと考えておりますので、

今年度研修会の開催についてご案内する方向でまた検討していきたいと思
います。

以上です。

○藤野幹男議長 松本美子議員。

○12番(松本美子議員) 私が申し上げたいのは、人権教育の講演会、研
修会には参加要請がなかったということを申し上げているのです。それ以外
のあらゆる町の施策等には、議員それぞれの立場で、あるいは議員全員と
いう部分もありますし、一部の役職の人ということもありますけれども、それ
にはほとんどのものに参加要請等が、ご案内が来ます。ですけれども、ここ
の部分が非常に抜けてたということは、私はある面では、別に私が部落の
人間だからということではなくてです。人権ですから今は、同和ではありません。
そういった部分を踏まえた上で質問をさせていただきました。今後ぜひ
議員にも、ほかの施策にも参加依頼といいたいまいしょうか、要請が来るわけです
から、この部分を抜かさないように、ぜひともほかの事業実施と同じ方向で
進めていただきますようによろしくお願いを申し上げ、質問を終わらせてい
ただきます。

大変ありがとうございました。

○藤野幹男議長 ご苦労さまでした。

◇ 河井勝久議員

○藤野幹男議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号7番、河井勝久議員。

初めに、質問事項1の第5次総合振興計画の考えについてからお願いいたします。

〔7番 河井勝久議員一般質問席登壇〕

○7番(河井勝久議員) 第7番議員、河井勝久です。議長のご指名を受けましたので、質問をさせていただきます。

私は大きく分けて2点、とりわけこれから始まる第5次総合振興計画の町の進め方、あるいは考え方についてお聞きしておきたいと思えます。

この第4次総合振興計画からは、既にもう10年を経過するわけでありませけれども、この10年間の中で国の政権もかわりましたし、国の施策もそのためにさまざまな変化が出てきているのだろうというふうに思っているところであります。町もそういう意味では、この10年間で振興計画に基づく具体的な施策が展開されてきたわけでありませけれども、年度ごとの基本計画、さらにはマスタープラン等々で、その都度いろんな施策の変更も示しましたし、具体的な展開を示してきているわけでありませ。この10年間では、人口も産業も、あるいは商業や農業も大変な変化が出てきたのではないというふうに思っているところでありませけれども、今年が第4次総合振興計画が最終年に入って、今、新たなまちづくりということで、第5次の総合振興計画

が策定に入るわけでありまして。5月には、一般公募による審議会の委員も決められたのだらうと思うのですが、この作業に入るに当たって、この間、第4次総合振興計画の中で具体的に町がどのように変化が生じてきたのか、お伺いしておきたいと思っております。

少子高齢化、就労人口も大変減少してきています。町は財政上も大変厳しい、これはもうずっと言われてきていますし、そういう中でこれから新たな第5次総合振興計画をつくるに当たっても、財政的な問題からして今までのようなものでは済まされないだらうというふうに思っているのですが、大変財政的にも厳しい対応を迫られるという意味で、新しい振興計画に対する財政上の対応についてお聞きしておきたいと思っております。

それから、②といたしまして、今年の3月で国の過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が期限切れを迎えて、既に参議院でも3月に全会一致でこの過疎法が6年間さらに延長という形で、時限立法で通ってきているわけでありまして、この過疎対策法については、嵐山町というのは多分指定対象外となっていたらうと思うのですが、中山間地として同様に人口減少が続いておりますし、少子高齢化が進んでおります。

これから生活環境や福祉対応などソフト面の事業に対する対応が増すと考えておるのですが、自然環境や景観を維持保全しながら産業振興を進める新たな人口増や雇用創出、それから住民支援や協働の社会の中心となるというふうに思うわけでありまして、考え方を伺いたいと思

思います。

それから、政府は民主党政権になりまして、中央集権から地域集権をというふうに変えてきております。市町村地域を大事にするというふうにシフトを変えたわけでありましてけれども、中でも地方交付金を23年度から地方が自由に使える一括交付金にするという方針を示して、現在も議論を進めているところでありますけれども、きのう、きょうですか、新たな菅政権ができるわけでありましてけれども、この問題については総務大臣を中心にかなり議論が進められてきていると思います。そういう意味では、総合振興計画に一括交付金制になった場合に、どのような振興計画なり基本計画に与える変化が出てくるのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

それから、新しいまちづくりのイメージ、またはキャッチフレーズ、これはどのように考えを示すのか。第4次総合振興計画と同じようなキャッチフレーズでいくのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○藤野幹男議長 質疑の途中ですが、この際、暫時休憩いたします。午後の再開は、午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時30分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。河井勝久議員の質問が終わっておりますので、答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 河井議員にお答えさせていただきます。①から④番まであるわけですが、ボリュームがありますけれども、答弁書に沿ってお答えをさせていただきます。

1番目の10年前との変化、そして財政対応についてお答えをさせていただきます。ご指摘をいただきましたとおり、まず人口の減少でございます。平成13年度の人口は1万9,630人でありましたが、人口はそのとき増加すると見込まれておりました。目標人口において2万3,000人をめどとしておりましたが、しかしながら本年6月1日の人口では1万8,936人であり、平成19年度以降人口減少が始まり、これからも人口減少に向かうと考えられております。人口の移動により人口が増加する市町村はありますけれども、ご存じのとおり全国的にも実質的な人口増加は見込めないのが前提となると考えられております。

次に、高齢者人口の増加であります。平成12年度の国勢調査におきまして65歳以上の人口が3,086人でありましたけれども、平成17年度には3,707人となりました。推計では、平成32年に5,892人となっております。しかし、高齢化は推計値より進んでおりますので、さらに増加するのではないかと考えられております。このような人口の構造的な問題は、生産年齢人口の減少などにもあらわれております。農業従事者の高齢者などの間

題にも影響を与えております。

次に、環境問題です。平成 13 年度策定いたしました計画におきましても、自然環境を重視することを掲げておりましたが、ここ数年マスコミ等でも地球温暖化問題として大きく取り上げられており、環境に関する意識はさらに高まってきていると考えられます。町民の方々も環境の保全を希望される方も多く、引き続き保全をしていく方針でございます。

それらを背景として、ご質問の財政上の対応でありますけれども、現在の税制におきましては、やはり生産年齢人口の減少により個人町民税は年々減少してくるものと考えられますし、土地の価格の下落により固定資産税の土地分における増加は見込めません。景気の回復がおくれればおくれるほど法人町民税や固定資産税のうち償却分は伸び悩むものと考えられます。地方交付税制度や国庫補助金制度におきましても、政府では見直す方向となっております。こうした状況下で財政見通しを作成することは、極めて難しいことではありますが、現在の制度を前提として計画を策定し、持続可能な財政運営を前提としたまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

続きまして②番、人口増と雇用の創出、協働の考え方についてでございます。ご質問のとおり、今後の農業を含む環境保全は大変重要であり、なおかつ解決が非常に難しい問題であります。どの自治体においても農業者人口の高齢化や耕作放棄地対策に頭を痛めているのではないのでしょうか。農業の振興につきましては、議会後、農業関係者の方とお話し合いをさせて

いただき、今後の嵐山町の農業がどうあるべきかを話し合っていきたいと考えております。

また、環境問題におきましては、今年度から始まります環境基本条例の制定への取り組みにおいて、多くの皆様からご意見を伺いながら進んでいくものと考えております。

雇用の創出におきましては、昨年度から企業支援課を設置をし、今年3月には町の土地利用におきましても工業系の位置づけをふやさせていただくなど、優良企業の立地推進を図っているところでございます。今後も継続してこれらを取り組んでいきたいと考えております。

協働社会への取り組みといたしましては、これまで地域経営のまちづくりを進めており、防犯等をはじめとしたボランティアの方々の活動は大変頭が下がる思いであります。これからも多くの方々がそのような活動に参加していただけるように、バックアップをしてまいりたいと考えております。今年度は、仮称ふれあい交流センターの整備が行われます。今後このセンターが住民活動の核をなるような体制を整えてまいりたいと考えております。

このように、これまでの4次総合振興計画の理念のもと、さまざまな施策を行ってまいりました。第5次総合振興計画におきましても継続すべきことは継続をし、見直すべきことは見直してまいりますが、地域を愛し、私が標榜しております「好きです！嵐山 だれもが言えるまちづくり」を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次の③でございますが、一括交付金と総合振興計画についてお答えをさせていただきます。さきの衆議院選挙での民主党のマニフェストにおきまして、ひもつき補助金を廃止をし、基本的に地方が自由に使える一括交付金として交付することが盛り込まれました。政府は、昨年12月に地域主権戦略会議を開き、義務づけ等を見直し、基礎的自治体への権限移譲、一括交付金化、出先機関改革の四つの緊急重要課題を検討しているところでございます。一括交付金につきましては、4月の戦略会議において、対象範囲は最大限広くとるべきである。できる限り大きいブロックにくくるべきである。国の事前関与を抜本的に見直すべきである。地方の安定的な財政運営を配慮すべきである。地方と協議すべきであると、基本的な方向が議論されたところであります。しかし、国の所管する省庁におきましては、消極的な見解との報道もなされており、見通しが立っていないのが現状であると考えられます。

当初の予定では、6月に地域主権戦略大綱が出されるとのことでありましたが、先日の鳩山首相の辞任により、工程表もずれ込むことも考えられます。したがって、今後も明確な決定はわからないこととなりますが、以前から何度も申し上げておりますとおり、私たちの自治体は地域の課題に取り組み、それを解決していくことが第一でありまして、その解決のためにこれまでの補助金を利用させていただいております。決して補助金ありきのまちづくりを行っているものではありません。これからの計画にも、この基本的な姿勢

は決してぶれることなく行っていくつもりであります、一括交付金になったからという前提でなく、地域の課題は何か、それを解決するにはどうしたらよいかということを中心に進めていきたいと考えております。

4番の新しいまちづくりのイメージについてでございます。これまで嵐山町は、第1次総合振興計画及び第2次総合振興計画において、「自然と調和した文化的田園都市」を将来像としておりました。第3次総合振興計画においては、「21世紀へ飛翔する蝶の里 緑園都市らんざん」を将来像といたしました。続く第4次総合振興計画においては、「未来への風を彩る蝶の里 緑園都市らんざん」を将来像として掲げさせていただきました。

現在、第5次総合振興計画を作成するに当たりまして、職員から将来像のキャッチフレーズを募っております。今後、策定プロジェクトチームにおきまして検討を行い、総合振興計画審議会にも諮りながら決定をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 答えていただきまして、第5次の総合振興計画でありますけれども、これから議論をして、そして来年度から実施という形で、さまざまな形がとられてつくられていくのだろうというふうに思っております。

今、答えていただきましたように、これまでの状況と大変変わってきているなというふうに思っているのです。第3次振興計画が終わるところから人口

の伸び、嵐山町もずっと右肩上がりできたのですけれども、先ほども答えていただきましたように、第4次総合振興計画では2万3,000人、さらに修正して2万人と、そしてこの4月からは1万9,000人を割ってしまったと。その上に、なおかつ少子高齢化で生産に携わる就労人口が減少してきている。

バブル期以降、勤労者の賃金というのは年々低下しているわけでありませけれども、こうなってくると、税収の伸びというのは非常に低くなってきているわけです。とりわけ国税であります所得税、それから住民税、固定資産税も含めましてですけれども、減収になるということは、もう目に見えてわかってきているわけでありませけれども、経済的なスパンというのは大体10年を契機に、好不況の変動があるというふうにこれまでも言われてきたのですけれども、既に一昨年ですか、アメリカ発進の不況というのが、今でも大変厳しい状況に出ているわけでありませけれども、そうなってくると、この第4次総合振興計画を踏襲した形でさらに今進めると、第5次もそういう形で進めていきたいというお答えであったのですけれども、財政上から見て振興計画の基本構想、これはかつてのようなバラ色の振興計画に合っていないだろうというふうに思っているのですけれども、この辺のところはどう考えていくのか、ちょっとお聞きかせいただきたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 バラ色の計画が描けないのではないかとということですね

ども、見方によってはそういうふうな、日本の将来というのはいもうないのだというように言われることもあるわけですがけれども、決してそうではないと思うのです。今は確かに経済成長戦略というのが、国においてはちょっと弱いなというのはだれもが言っていることでありまして、そういう中にきょう新しい政権が発足をしたわけでありまして、その中で強力に経済政策をしっかりとっていただく。そういう方向がとれていければ、必ずや日本は第2の経済大国と言われたような、もとへ戻っていくのではないかというふうに思っています。

それで、今人口のお話が出ましたけれども、人口オーナス期というのがあるのだそうです、人口がふえているとき。それから、人口が減ってくる時というのは、やっぱり経済が拡大しなくてしぼんでいく、そういう状況です。で、どうしても経済規模は拡大をしないで縮んでいくわけですがけれども、そういう状況というのが、この前も話したかもしれませんが、もうあと10年たつと今度はこれが台湾に行きます、今度は中国に行きます、インドに行きます。次々にこういうふうに、東南アジアというのはいち大高齢社会化になっていくわけ。その先頭を今日本が走っているわけでありまして、日本がどういふ方向にいくかというのは、その国のあれというのは大きく関心を持たれているのではないかと思います。

そういう中にあって、今人口オーナスというか、しぼんでいくときに、それなりの経済政策がとれて、そして日本の今までのいろんな蓄積をされた資

源、国を挙げての資源を取り組んでいって経済成長路線に乗せていければ、必ず暗い形にはならないのではないかなというふうに私は思っています。

それというのは、今でも1億2,000万が1億1,000万台、1億になるのだ、9,000万になるという話がありましたけれども、ヨーロッパの先進国と言われている国々も7,000万、8,000万の人口でやっているわけでありまして、そういうところも世界に冠たる国になっているわけですので、必ずしも人口が少なくなってくるからということではならないと思うのです。しかし、それには前提があって、今いろいろ私たちが心配している健康、医療、介護、年金、生活保護とか、そういうような将来をどうするというふうに考えたときのものが、持続可能なシステムがまだ構築がされていない。そのところが一番問題なのかなというふうに思っています。

ですので、新しい政権にそういうところに一日も早く取り組んでいただいて、地域社会の子どもも安心できるまちづくりができるような政策が展開できていければ、決して暗い計画にはならないというふうに思っています。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) そうすると、見通しは明るいわけですけれども、嵐山町のいわゆる産業構造の面も考えなければならぬだろうと思うのです。やっぱり収入を上げていくという面では。1次産業、これは高齢化、担い手不足で、一定の農業従事者というのはそのままおるわけでありましてけれども、それがさらに拡大していくというのは、今の荒廃地や何かを見ていけば

明らかでありますし、そうすると税収を上げていくのにはどういう形になるのか。第2次産業、第3次産業というふうに、これからは考えられるのだろうと思っているのです。

そうなってくると、町としては商工業を中心としたまちづくりを進めていくのどうか。そうなってくると、いろんな環境の問題や何かもいろいろと考えられてくるのだろうと思うのですけれども、緑の景観を保ちながらのそうした産業構造をどうしていくのか。このことについてお聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今まさに国が求められていることなのです。でも、国が方針を示さないでいるわけです。ですから、経済成長戦略というのが国にないのだということなのです。それで、国で今度どういう政策を立てるか、環境あるいは農業、あるいは福祉関連のものをマイナスイメージではなくてプラスに転換していくのだとか、いろんなことが話にはよくあるのですけれども、それが具体化をなかなかできないということなのですけれども、そういうものを具体化ができなければ、もう立ち行かなくなるのは目に見えているわけですので、何らか後ろからも追い上げてきているわけですから、それらに伍して勝っていくのには、日本の今まで積み上げてきている技術というものを何らかの形で発揮をしていく政策というものが、国で必要だというふうに思っています。

それで、嵐山町でどうするといっても、本当に限られた範囲のことしかできないと思うのです。ですので、国の成長戦略があって、それに乗って地域

が発展をしていくわけですので、そういうものを国に大きく期待をしているところでございます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 人口減少という形でいきますと、確かに今の状況では、これからさらに進んでいくのだろうというふうに思っています。高齢化の問題等も含めて、いろんな町で、自治体で、対策を具体的にどうしていくかというのが進められてきているわけでありましてけれども、そういう中であって、いわゆるかつての高度経済成長のときのような状況はもうないというのは、私もさっきも言いましたし、町長もそういうふうに考えてきているのだろうと思うのです。

昔というか、かつては、農村から都市へという形でどんどん労働者人口が流出していった。そういう面では過疎地が生まれてきているし、限界集落等も出てきている。今、人をふやすのにどうなのかというのを、やっぱり20代から40代までの子供を産み育てられる家族構成をまちづくりの基本に据えていかなければならないのではないかというふうに言われているわけです。これから先は、あらゆるところでそういう少子高齢化が進むという状況の中では、農村地帯はともかくとして都市の人口の度合いというのが進むだろうと言われているのです。そういう現象も既にあらわれている。

嵐山町もこれから基本構想を進めるに当たって、いわゆる人口増というものを進めるのには、あらゆる手だてを考えなければならない。さまざまな

表現を使って、あからさまにこうですよと言うのではなくて、それとなく嵐山町に来ていただけるような、そういう表現や開発を使って、住みよいまちづくりのために嵐山町に人が集まってくる、そういうことが大切なのだろうと思のです。

住民から選ばれてくるまちづくりをしないと、人は集まってこないというふうに考えるわけでありませけれども、今後の都市整備などを含めて、具体的な対応なり対策なんかがあったら、お聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 具体的なこうしたらいいのではないかというのが、なかなかこの市町村もとれていないところだと思うのです。それで、今議員さんおっしゃるように、都市も人口の奪い合いというのが本当に激しさを増してきているのです。先日もNHKでもやっていましたし、ほかの民法のテレビでも2回ぐらい私見たことありますし、雑誌にも特集が組まれています。

そして、そういう中で、うちのところは住宅を、あるいはほかのものを、子育てをとというようなあれを特に売り出して、しかも駅に張り出して、こうふうにやっているのだ、ああいうふうにやるぞというようなことまでやって、人集めを始めてきている。人口のまさに奪い合いが始まってきているわけなのです。しかし、考えてみても、そういう人口の奪い合いをやって、その市が、あるいは人口がふえていってというふうになったときでも、その地域というのはどういうふうになるのかなというふうに思うのです。やっぱり広い範囲のとこ

ろがそれなりにならなければ、1つのところだけぽつんとというのは、なかなかそれいつまでも続くものではないのではないかなという感じがいたします。

先日、庁舎内にこのプロジェクトチームの立ち上げのときにも、あいさつの中で話をしたのですが、北海道のある隅のほうの都市、市です。そのところが子供がふえて、人口がふえてというようなところなのです。北海道の隅っこです。何でかという、そのところに飛行場があります。それから、病院があります。気候はそういうところで、周りは環境がいいです。酪農、農業、そういうようなところ。それに、子育ての子供たちを預けるそういうものも整備をされているというようなこと。それらのことで、仕事も当然あるのでしょう。

そういったことで、そのところの人口がふえているという話をしましたけれども、そういうところはあちこちのところであるのです。ですから、そういうような先進的なところというのを今みんなまねをして、倣って、そのところに近づきたいとやっているわけですが、やっぱりそこに追いつくには、あるものがないとだめなのです。そういうところは、みんな財政が幾分余裕があるところが多いわけです。だから、全体がそのところに追いついていくというには、無理、難しい部分があるのかもしれませんが、それには、くどくなりますけれども、全体の底上げがなければ、なかなか全部がそういうような状況にはいかないのではないかと。

しかし、今おっしゃるように、そんなこと言っちゃおられませんから、町は

町としてこの計画の中に入れて、人口がどうやって減らないでいくような形ができるか。しかも、税がしっかり払ってもらえるような層、そこどころが確保ができるような政策がどうやったらとれていくのか、そういうことも当然考えていかなければいけないというふうに、おっしゃるとおりでございます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 総合振興計画の文章の中に、こういうふうにしていきますと、こういうふうな構想でいきますというのは、あらわしていかなければならないかと思っているのです。

産業振興と観光の町、やっぱり嵐山というのはそれしかこれからないのかなというふうに思っているのです。やっぱりそういう中において生活環境の整備あるいは福祉や社会保障の整備、そういうものをより充実させることによって人が集まってくる町になっていくと。そういう面では、ソフト面の事業というのはこれから進められていく、そうしなければならぬだろうというふうに思っているのですけれども、そういう面でいきますと、これから生活環境の整備あるいはそういうものに対して、具体的にどのように盛り込んでいくのか、ひとつお聞きしておきたいと思えます。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ご質問ですけれども、具体的にというのは今特にございません。嵐山町の持っている資質といいますか素材、これは首都圏 60 キロ圏、平均行動 60 メートル、そして環境にこれだけ恵まれて、そして田んぼがあり

畑あり、川あり山あり、こういうような状況、そして道路は幹線道路、鉄道が通っている、こういう優位性を生かして計画の中に組み込んで、今議員さんおっしゃるような町外の人たちにも喜ばれるようなまちづくりを目指して、計画をつくっていききたいというふうに考えておりました、具体的に今どうするということとはございませんので、この計画をつくる段階の中で英知を結集して、いい計画ができたねと言われるような計画を目指していききたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 嵐山町は南北に長い町です。

そういう面で、東上線がほぼ真ん中を横切っている。そういう面では、電車に対する交通というのはかなり優位にあるのだらうと思っているのですけれども、きのうも長島議員の質問にもあったのですけれども、農業の耕作地の荒廃、さらには高齢化が南部、北部、とりわけ進んでいるわけですが、交通対策で今路線バスがときがわ町から北部長瀬地区を結んで走っているわけです。

地域過疎というのは、やっぱり交通網の問題も大きな影響があるというふうに言われているのですけれども、今走らせている路線バス、これは見えて赤字です。営利を目的としているバスで、町もそれなりの助成をしているわけでありまして、この終わる可能性というのは、あるのかなというふうに私は考えています。

そうすると、これは前から議論になっておりますダイヤモンドバス、ダイヤモンド交通網の充実というのがあるわけでありましてけれども、これらをさらに具体化していくという充実ある運行方法なりというのをどのような方式で、その構想の中にさらに充実させていくのか、その辺がわかりましたらお願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 デイモンドバスの話ですけれども、今年計画の中にも話をさせていただいていますように、庁舎の中にダイヤモンド交通に対する取り組みのプロジェクトチームを立ち上げました。嵐山町に合ったシステムができるように、検討を進めていきたいというふうに思っております。計画の中といますか、それらとあわせて進めていきたいというふうに思ってます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 町長は、これまでもコミュニティー活動の重要性というのは言われてきているわけです。先ほどもそんな話がありました。コミュニティー活動の重要性、あるいは支援活動を重視していくと。地域の担い手あるいはサポート活動をさらに強めるというふうに答えているわけでありましてけれども、昨日もサポートなりコーディネーターの配置などで、人材育成なりあるいは確保を図る答弁をされておりました。

やっぱりこれからのまちづくりには、このサポーターなりあるいはコーディネーターなりによる人たちが、協働のまちづくりというのですか、それを図っ

ていって新しいまちづくりができていくのだろうというふうに思っているのですが、きのうも話されておりましたけれども、さらにこの対策は、今高齢者がふえてきますから、そういう面も含めていろんなノウハウを持っている人たちもおりますので、その考え方をお聞きしておきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 進め方といいますか、考え方は全くそのとおりでございまして、地域のコミュニティーを充実、濃密さをふやしていく中で、きのうもお話がありましたけれども、自治意識、自分でできることはやっていこうという自治意識というものをいかに醸成をしていくかということにかかっていると思います。議員さんおっしゃるとおりでございますので、そういう意識を今までと同じように、そして今まで以上にそういう形に力を入れて、そして計画の中に組み込んで、まちづくりに反映をしていければというふうに思っています。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) そうすることによるまちづくり、これは私どももいわゆる地方分権から地方主権にという形で、今少しずつ変わってきていると。きょうも渋谷議員からの議論もありましたし、私も何度か質問をさせていただいた中での住民基本条例、これはやっぱり必要な中での今後まちづくりになっていくのだろうというふうに思っているのですが、この条例化を今度の総合振興計画の中に取り入れられていくのかどうか。それを作成しま

すという形が、条例化しますということが出てくるのかどうか、そこら辺もお聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 るるお話をさせていただきましたように、今度の計画の中にはそういうものを位置づけていく必要があるなというふうには考えております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 次のところに移らせていただきますけれども、一括交付金の問題ですけれども、前内閣では6月に構想ができ上がるというお話だったのですけれども、ここにきて政府がかわったと。総務大臣はかわらないわけでありますから、基本的にはこれは進められて、来年実施の運びになっていくのかなというふうに考えるわけでありますけれども、例えば移管事業の問題なんかも具体的にはあらわれてくるのだろうというふうに思っているのです。

そうすると、この金の使い道についてはそれぞれ自治体に、大方は任されているのかと思うのですけれども、そういう事務移管なんかの問題を含めて、今度変わってくるものが出てくるのかなというふうに思っているのです。かなり仕事量が変わってくるのかなと思っているのです、これは職員ののです。そう考えると、職員の数も変化が出てくるのかなというふうに思うのですけれども、町としての基本的な方向性というのは、出てくるのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 職員の仕事の内容というのも、当然法律が変わり、あるいは国の進め方、やり方が変われば、地方においても変えざるを得ないし、変わらないといけないような状況が起きてくるかもしれませんが、基本的に方向はどうだというお話ですけれども、人数が減ってくるということの中で、職員だけふやしていくというようなことというのは、とれないと思うのです。ですから、どここのところにどういうふうな形で減らすのか、あるいは現状維持をできるのか。それには、その仕事はどういうものがこれから多くなって、何か少なくてできる仕事があるのか。そういうことも含めて、今までの、議員さんもおっしゃったように人口がふえていく、そして経済規模が拡大をしていくといういわゆる右肩上がりというのと、右肩下がり、しかも人口ピラミッドが下がしぼんでいるということになってきますと、違う世界なのですね、今までと。ですから、今までの考え方というのを持っていたらできないというふうに思わないと、違う世界に入っていくのだというふうに思わないと、できないのではないかなというふうに思っています。それぐらい劇的に違った考え方で取り組んでいかなければ、これからのまちづくりはできないのではないかというふうに、基本的には思っています。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 交付金の使い方ですから、今までのひもつき補助金とは違ってきているというふうに、そういうのをなくしていきたいというのの

あらわれたと思うのですけれども、やっぱりそのことによって、やっぱり事業のウエートというのは変わってくるのかなと思っているのですけれども、これからまたこの問題については、私も議論をしていきたいというふうに思っています。

次に進ませていただきますけれども、いわゆるキャッチフレーズ、第4次総合振興計画では、「未来への風を彩る蝶の里 緑園都市らんざん」でした。その前は、飛翔、チョウが飛び立つという形でした。飛躍するときには、そういう言葉で「風を彩る蝶の里」というと、安定した嵐山町というふうなイメージなのかなというふうに思っています。それがさらに持続されるということを私たちも望むわけですが、先ほども言われているように少子高齢化が進む、そういう中ではさまざまな事業もこれから変わってくると。なおかつ安定した嵐山町をつくっていくということでは、やっぱり町のイメージというのをつくるというのは大切なのだろうというふうに思っているのです。

先ほども人の集まる嵐山町ということで、ぜひ進めてもらいたいわけでありますが、チョウの問題について、オオムラサキです。ちょっとお聞きしておきたいのですけれども、なかなかオオムラサキの里はあるのです。あそこには確かに飛んでいる姿も夏は見えますけれども、全町的にやっぱり飛んでいる姿というのを見られないのです。

確かに里山地域は広がっておりますし、緑もありますので、だけれどもこの辺のところでは具体的に、本当に町の隅々までチョウが飛び交うようなイ

メージづくり、これが大事なのだろうと思いますけれども、その辺のことをどう
いうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 オオムラサキについて、嵐山町とまた違った形のやり方を
やっているところもあるわけです。それで、小学生の小さい子供たちだとか
幼稚園の子供たちに、チョウを手の上に乗せて、それで飛び立たせるとか
いうことをやっているところもあるようですけども、嵐山町でオオムラサキに
先頭に立って取り組んでいただいている皆様方というのは、自然環境の中
でオオムラサキが生息ができる範囲、環境をつくっていくことが大切なのだ
という考え方のもとに取り組んでいるわけです。

それで、私も門外漢でもっとエノキですか、そういう必要な木をたくさんあ
れすれば、いっぱいできるのかなというような気がしたのですが、やっぱり何
かその一つの範囲の中に生息ができる数というのは、ある程度限られてい
るらしいのです。それで、そういう木があるわけなのですが、川に沿ってそう
いうようなものというのは、嵐山町にかなりあるらしいのです、木は。ですか
ら、その範囲の中にいるわけですから、全体的に少ないのでしょうか、今
見えないという話で、私も余り見ないですけれども。

ですから、このところに中に余計に入れたからといって、余計ずっとい
つまでもいるというものではないのだということなのです。ですから、この
範囲にはどれだけ、この木の範囲、林の範囲は、ここはどれだけというよ

うなことらしい話を聞きました。ですので、ごちゃごちゃ顔にぶつかるほど飛んでくるというようなことは、ちょっとできないような話は聞きました。

ですので、嵐山町の皆さんが進めているように、環境を整え、そしてチョウが飛べるような環境を今まで以上に、どこかそういう足りない部分があるとなれば補充をしないとイケないと思いますが、現状のやり方でやっていただいている、その方向がいいということで嵐山は進めておりますので、今の状況が進めていただけるのに一番いいのかなというふうに思っています。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 全体的にチョウが飛び交う町というのは、それはもう自然環境がそういうふうを守られてきているのだろうというふうに思っています。緑の里山を守ると、それは一つの町のイメージで、今非常に緑が多いです。少なくとも今から50年前までは、里山というのは常に木を切られて、そしてまた再生をしていくと。いわゆる数年間は木を切ったときには、必要によって切られるわけですから、はげ山の状態が、姿が見られたというのですけれども、日本の文化というのは木材を使って建築に、あるいは燃料として使ってきたというのが、その里山の景観であったというふうに思っています。

今はもう既に地下資源で、すべていろいろなものがつくられてきたと。そういう面で、緑は50年以上前よりも多くなったというのが、データの的にあらわれていると。確かに農耕地や何かも荒廃はしているから、その面ではそうい

う緑もふえているのでしょけれども、そうでなくても木を主体とする景観、緑は50年以上前よりはるかにふえていると。

この間もちょっと学者先生方の講演の話の中にあっただのですけれども、江戸時代の後半のほうで、安藤広重が五十三次の絵をかいています。東海道五十三次の絵、中山道の宿場町や何か。あの中にかかれています絵でも、図はほとんど山を、から坊主山というのですか、何というのですか、そしてあるのは松なのです。そういうことでいくと、先ほど私言いましたように、里山というのは常に木を切られて、さらにそれを利用して再生してきているというふうなのがあるのですけれども、今はそういう状態ではなくなっているために、山というのは緑が多くなっていると。

そのためにどういう現象が出てきているのかというと、大洪水が減っているというのです。確かに一時的な集中豪雨や何かによつての洪水はあるけれども、土砂崩れや何かというのは非常に少なくなっていると。というのは、川の水がどんどん少なくなっています。これは、そのために河川敷の雑草がかなりふえてきているというのです。やっぱり洪水によつて河川が洗われる、そうすると河川の中に雑草が生えないのだそうですけれども、そうではなくて、里山そのものがそういう形で緑が多くなっているがゆえに、逆に流れ出る水量を、持続的には流れているのですけれども、そういうふうで少なくなつて、それから川もそういうので、雑草なり雑木が生えてきてしまっているという状況があるのですけれども、今後この嵐山町のイメージを図っていくのに、

これらのものも含めて、木の再生利用というのですか、そういうものはどういうふうに考えているのでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 木の再生利用、今ときがわ町の町長が必死になって間伐材の利用促進ということで話をしているわけですが、そういう形で、ときがわ町だけでなく日本全国の林業、森を守るのにはどうするかといったら、やっぱり木を使う以外ないわけです。それで、それがなぜ使えないかというのは、農業と同じようにきのうも議論が出ましたけれども、もうかる林業でないからそういうことになってしまうわけでありまして、そののところが今おっしゃるように、どういうふうにしていったらいいのかというのは、ちょっと考えがありませんけれども、環境を何としても維持をしていかなければいけないという私たちの使命というものを、みんなしっかり持っていく必要があるというふうに思うのです。

今、議員さんおっしゃいましたけれども、緑がどんどんふえてきて、それで山の木はふえているということですが、私は何か木の種類が違ってきている部分もありますから、そういう面もあるのかもしれないですが、保水力というのは完全に少なくなっていると思うのです。ですから、山が変わってきてしまっているのだと思うのです。

実際山の手入れができてないところの下のところの山の地面というのは、小さい草というのは生えていないわけですから、ですからそのところはもう

死んでいるわけです。そういうような状況の山がふえても、決して昔の山ではないわけでありまして、そうでなくて、手入れが行き届いた、そして山の地面には小さな木や草がいっぱい生えているような生きた山をつくっていかねばいけないというふうには思っております、そういう環境づくりというものを計画の中にも立てて、皆さんと一緒に取り組んでいく必要があると。預かっている地域環境ですので、これはぜひ次代にしっかり引き継がなければいけないなというふうには思っております。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 今いろいろと総合振興計画を策定するに当たって質問させていただきました。これから新しいまちづくりのために、第5次振興計画ができてくるのだと思うのですが、決める段階まではまたいろいろと議論させていただきたいというふうに思っています。

それでは、大きな2番にいきたいと思います。LED化対応についてでありますけれども、昨日も柳議員さんのほうからこの問題についてはいろいろと質問が出ておりましたし、その中で私も余り強く質問するというものではありませんけれども、とりわけ今後の問題としてお聞きしておきたいと思えます。

いわゆる地球の温暖化の問題、あるいはCO2の削減の問題です。環境の省エネ対策、対応というのを今盛んに言われているわけでありましてけれども、電灯がLED化になってきました。町とすれば、公共施設等にどのくらいの対応できる電球等があるのかどうか。また、省エネ対策として今後LED

を進めるべきと思いますけれども、このLED電球等は省エネに対する数値、あるいは町が今後進めようとするれば、予算的にどのような対応なり変化が出てくるのか、お伺いしておきたいというふうに思っています。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、お答えさせていただきます。

昨日も柳議員さんのほうからご質問いただきました。きょうはまた、同じ質問ですけれども、数値とか予算的にはというようなことがありますので、それらを調べていただいた内容を答弁させていただきます。

一般照明用LEDは、省電力、省エネ効果、さらにはCO2削減にも大きな効果が見込まれることから、照明用途への商品化が急速に拡大をしております。まず、公共施設にどの程度の対応電球があるのかのご質問ですが、現在一般的に電球交換のみで対応が可能とされております白熱電球及びハロゲン電球のうち、交換が可能であるのは全施設で414本あります。また、その効果及び予算でございますが、全施設のうち役場庁舎を例にお答えいたしますと、庁舎内に使用しております照明の電球数は、総計で2,588個であり、このうち電球交換のみで交換が可能なのは、町民ホールで使用しているハロゲン電球の50本であります。この交換に要する経費でございますが43万円であり、その効果は年間の光熱費を9万円ほど節減することが可能となります。また、庁舎外で使用している白熱電球につきましては、交換に要する経費は110万円かかりますが、多くの電球は常時点

灯するものではなく、光熱水費の削減について多くの効果を見込みことはできません。

なお、庁舎内で主として使用している蛍光灯をLED化するには、照明機器ごと交換する必要があると思いますが、参考までに申し上げますと、庁舎内事務室の照明灯をLED化するにはおよそ2,500万円要するのに対し、光熱水費の削減額は年間31万円程度となるため、費用対効果を勘案をいたしますと、現時点で蛍光灯のLED化は時期尚早と考えております。

しかしながら、照明のLED化は省エネ効果、地球温暖化対策の面からして非常に有効な手段となることから、新たな施設を建設する際には導入すべく検討をしております。また、今後技術の進歩により、製品の性能向上や安全性並びに経費面での有利性が確保されることになれば、既存施設についても積極的に検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) 庁舎内の電球の数、それから費用対効果等もわかりました。例えば発光ダイオードの関係で町道なんかにあります。今ほとんど国道なりなんなりは、信号機なんかは発光ダイオード化していますけれども、町道なんかの信号機というのは、あれは対応は交通安全の関係からして警察対応になっているのでしょうか。それとも町の対応になっているのでしょうか。そこはわかりますか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 私のほうからお答え申し上げたいと思います。

信号機については、一切町ではございません。

○藤野幹男議長 河井勝久議員。

○7番(河井勝久議員) わかりました。

白熱球の関係ですけれども、既に創業100年と言われている電球を一番最初につくって販売しました東芝が、既に生産をやめました。それで、今後一切LED化の電灯に変えていくという形になってきます。そうすると、これから白熱球の電気というのは、だんだん、だんだん手に入らなくなってくるというふうに思っているのです。

そういう意味でいくと、やっぱり新しい省エネ電球としては、このLED化がどんどん進んでいこうと思います。町もこれからそういう面でいろんなものを進めるに当たってLED化にしていくと。対費用効果という関係で、一時的なものではなくて長期的な問題を抱えて、やっぱり電球の対応する時間数なんか全然変わってくるというお話ですから、そういう面でいけば、順次やっぱりこういう機会があったら取りかえていくというふうな対応策を今後進めていくのかどうか、そこをお聞きして終わりたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ただいまお答えさせていただきましたように、照明のLED

化は省エネ効果、地球温暖化対策の面からして非常に有効な手段となる。そういうこともありますので、新たな施設を建設する場合には、導入すべく検討もしてまいりたい。それには、今後さらに技術の進歩があり、製品の性能向上、安全性、そして特に経費面での有利性が確保されればというようなことで、これから慎重に検討しながら対応をとっていきたいというふうを考えています。

○7番(河井勝久議員) ありがとうございます。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時46分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号9番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の第5次総合振興計画についてからお願いいたします。

〔9番 川口浩史議員一般質問席登壇〕

○9番(川口浩史議員) 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

初めに、第5次総合振興計画、ただいまも河井議員さんからご質問ありましたが、私もこの点についてご質問をしたいと思います。

町長から、これからの10年というのは劇的な変化がしていくのだというお話でありました。私もそのようなことを書いて質問項目を上げたわけですが、既に町長のそういう答弁がありますので、具体的な①から質問に入っていきたいと思います。

①として、人口はどのくらいに10年後なるのか伺いたいと思います。

②は、高齢化率はどのくらいになるのか。

③、出生率はどのくらいになるのかを伺いたいと思います。

④、10年後、人口等々を試算して税収はどのくらいになるのか、今とどのくらいの差が出るのか、伺いたいと思います。

⑤、医療費についても、どれくらいになるのか伺います。

⑥、区画整理、これは現在の残状況を伺って、今後の10年間どのような方向性がよいのか、考えていきたいと思いますので、現在の状況を伺わせてください。

⑦、現在の嵐山町の農業を担っている平均年齢、これも大きな問題であります。昨日も大変年齢が高齢化するというお話がありましたが、具体的にどのくらいの年齢になるのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、数がたくさんありますけれども、1番目からお答えをさせていただきます。

人口がどれくらいになるかというご質問でございますけれども、国立社会保障人口問題研究所というところによりますと、日本の市区町村別将来推計人口の中で国勢調査ベースではありますけれども、平成32年に1万7,720人としております。昨年見直しをいたしました嵐山町生活排水処理計画においては、32年度に行政人口を1万8,400人と設定をしております。これらと、再度コーホート変化率法等により集計し、設定をしてみたいと考えております。

高齢化率でございますが、第4次嵐山町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきましては、平成26年度、27%と推計しています。先ほど申し上げました日本の市区町村別将来推計人口では、平成32年度を33.3%と推計をしています。今後、推計値をお示しをいたしますけれども、30%を下回ることはないだろうと考えております。

出生率です。平成21年度に推計いたしました次世代育成支援行動計画後期計画におきまして、これまでの推計が出されておりますが、昭和45年に18.9%であった嵐山町の出生率は、平成2年には9.0、平成19年には6.3にまでなってしまいました。平成21年は7.3とやや持ち直したものの、

生産年齢人口が減少していく中、今後は 6.0 から 5.0 の間になっていくのではないかと考えられます。

税収でございますが、先ほど河井議員さんのご質問にもありましたとおり、人口、とりわけ生産年齢人口の減少により、個人町民税が減少していくものと現在では推計せざるを得ません。景気動向にもよりますが、法人町民税の伸びも余り期待はできません。これらを過去の税収から判断しますと、平成 19 年度及び 20 年度に 30 億円あった税収は、平成 32 年度において 22 億円程度に減少していくものと推計しております。ただし、これは現在の税制における推計でありますので、今後の税制改正により大きく変わることをご承知おき願いたいと存じます。

医療費でございます。5年後の医療費におきましては、現在の医療体制及び診療報酬は引き続けているものと前提をしておきます。平成 20 年度約 11 億円あった医療費負担金が、平成 28 年度には約 17 億円程度になると予想され、1.5 倍になると予想されています。ただ、これはあくまでも現在の医療制度及び診療報酬が続くという前提のもとでございますので、あらかじめご承知おきをください。

子供医療費につきましては、平成 21 年度、約 3,700 万円でありました。現在の推計では、年少人口は減少していくことになっておりますが、これも医療制度や診療報酬の動向により予想は難しいのでありますが、現在の医療制度がこのまま続く場合、現状の 4,000 万円弱から 3,000 万円の中ほ

どに推移をしていくのではないかと考えております。

区画整理の残状況のご質問ですが、現在の事業計画における平沢及び東原区画整理事業は、平成 26 年度に終了することとなっております。以前検討しておりました駅西及び川島地区の区画整理事業におきましては、さきの第4次総合振興計画後期基本計画において「整備手法を検討していく」との表記に変更させていただき、今後は現在のような住居系の区画整理事業を行っていく予定はありません。ただし、本年3月に土地利用の変更の議決をいただきました川島地区の工業系地域につきましては、工業系の用途にするためには、区画整理事業による手法以外ないということがございますので、優良企業を誘致し、早期に終了させてまいりたいと考えております。したがって、平成 32 年度におきましては、現時点におきましては、現在のような区画整理事業は予定しておりません。

次の現在の農業者の平均年齢でございますけれども、平成 21 年8月1日現在であります。10 アール以上耕作をしており、60 日間以上農業に従事している方、それは 65.2 歳となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに人口の関係なのですが、日本の市区町村別将来推計人口、これによると平成 32 年は1万 7,720 人ということで、生活排水、下水の関係とは、1万 8,000 ですから若干差はありますけれども、

市区町村別の人口にしてみると、10年後には今から1,000人以上減るといふ予想になるわけです。

それで、第4次総合振興計画で、目標人口はということで、やっぱりこれが基礎となっていていろんな開発とかいうものを進めていくことになってくると思うのです。それが、河井議員さんもおっしゃいましたが、2万3,000人ということで第4次はあって、その後2万人に減少させてきたわけです。やはりこの目標人口をある程度の正確性をきわめていかないと、今後、この後も質問しますけれども、税収も減っていくわけですから、大きな間違いを犯してしまうということになるというふうに思うのです。

それで、この目標人口について、これだと今後検討していくということなのでしょう。ある程度のこの1万7,720人という数字が出るのですから、このくらいの人数にしていきたいということでお考えになっているのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今の推計ですと、そういうようなことになるのかなということでございますので、今後計画を策定している中で新しい数字が出たりとかいうことが出てきましたら、皆さんと慎重に検討してまいりたいと思っております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) よろしくその辺はしていただきたいというふ

うに思います。

それで、続いて高齢化率の関係ですが、高齢化率が平成26年度といえますか、22年度、もう現段階で23%になったのでしょうか、わかりますか。いいですけども、23%になったのでしょうか。平成26年度が27%、10年後の32年は33.3%だということであるわけです。やはり高齢者増に対応した施策も講じていかないといけないというふうになるのだと思うのです。その点、税収が減って大変ですけども、その点に応じていけるのかどうか、いくつもりであるのか、わかりませんか。よろしいですか、その点をちょっと確認しておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 高齢化が進んで税収が減って、それに対応できるかということでございますが、嵐山町だけでなく、さっきも言いましたけれども、日本がそういう持続可能なシステム、制度になっておりませんので、国のほうで今、国保から、老保から、年金からいろんなものをこれから、そういうものに対応できるものを急いでつくっている、つくっていく状況であるので、それらができてくれば対応できていくのだなというふうに思っております。

今の状況では、皆さんにご審議いただいているように特別会計、国保にしろ何にしろもうパンク状態でございますので、これは嵐山町だけではなくて、立ち行かなくなっているのが現状でございますので、同じ今のものでやっていくということは、ちょっと想定ができない状況でございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そうすると、何かを減らしていくということになってくるわけですか。何が具体的に、この点はちょっと見直していきたいというのがあったら、ちょっとお話していただきたいのですが。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 人が10人いたら10人の水が必要だし、いろんな、おうちが必要だし、公民館が必要だし、校舎が必要だしというようなことがあると思うのです。それが5人になれば、やっぱり5人の内容で済むのではないかなというふうに思います。

ただ、いろんな今までと違った社会環境、状況になっておりますので、即それがすべてどうこうということにはなかなかならないと思うのですけれども、前にも話したかもしれませんが、今まであったものを減らしていく、施設なんかを減らしていくという考え方も、これはとっていかざるを得なくなってくるのではないかなというふうに思うのです。どれぐらいの人口がどういうふうになってきたときに、どこのところをどう判断をするということはなかなかできないわけですが、1つには嵐山町が決断をしてやった鎌形小学校の統合問題というようなことが、ほかのものでも起きてきざるを得ないのかなというふうに思っています。ですので、今までとちょっと考え方を変えて、別世界のことを考えなければというぐらいな違った考え方をとっていかないと、立ち行かない社会になるのかというような気もいたしております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) なるほど、個々の問題が出てきたときには、そのときに精査して考えていきたいというふうに思います。

続いて質問します。③の出生率なのですが、出生率、これ一般的には特殊出生率のほうが数字ではなれているかなというふうに思うのです。これ1,000人当たりの女性が産む人数の数字ですよ、先ほど数字挙げたのは。平成19年には6.3人であったと。これは10年後の数字にはなっていないのですね。いずれにしても6人から5人ぐらいの間で推移していくのではないかということであるわけです。

ちょっと特殊出生率のほうが数字的にはわかりやすいので、ただそんなに高くない、特殊出生率ですと1を超えたり下回ったりという状況ですから、このくらいの数字ですと1を下回るような数字なのかなということと考えます。

申し上げたいのは、高齢化も進み、出生率は引き続き落ちているということであるわけです。やはり出生率を上げていく子育て施策というのは、引き続き大事な10年間になるというふうに思うのですけれども、その点のお考えはあるのか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 全くそのとおりでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それで、税収の問題なのですが、平成32年には

22 億円程度にまで落ちるといことです。今年が 27 億か 26 億、平成 20 年が 30 億をちょっと超えていたと思うのですけれども、いずれにしても 30 億から見れば 8 億円ぐらいの減ということでなっていくわけです。当然入ってくる金がこれだけですから、交付税も期待できるどころか、これも減少していくのではないかと。先ほどの一括交付金の話でありましたが、これがふえればいいですけれども、なかなかそうもいかないだろうと。国の財政状況を考えてみましても。そうすると、予算規模もこれは減っていく、減らしていくということになるのだと思うのですが、ちょっとその辺のお考えを伺いたと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 議員さんが推計というか、頭の中に描いていることと同じではないかなと思うのですが、入りが少なくなれば出がいずれにしても絞られてくるわけでございますので、何が絞れるのかということになってくると思うのです。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 同じですよね、それは。入りが少ないのですから、出も抑えなければいけないということで。

そうすると、こういう劇的な変化がこの 10 年間で起こると。それにまだ我々も頭の中が切りかわっていないのですが、町民の方はなおさらまだ切りかわっていないのではないかと思います。こういう変化が伴うのだというの

を町民とともに、町民の理解を得てやっていかないと、これはうまくいかないと思うのです。きちんとした説明というのをどのように進めていこうとしているのか、ちょっとここで伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今までも政策の中でいろいろと町民の皆様に無理を、あるいは血をとまではいかないにしても、いろんな形でご苦勞、お願いをしてきた部分があります。私がお世話になりまして一番最初に、予算がどうしても入りと出が合わないということで、職員の皆さんに生活給を泣いていただくというような最悪な事態からお世話になってスタートを私はいたしました。

そういう中で、今まで長いことご高齢の皆様方に出してこられた敬老年金、それから敬老会をやめるとか、それからこのごろにおいては公共施設を使ったときにお金をいただくとか、いろんなご苦勞をやってきていただいています。庁舎の中では、職員の皆さんに、全部業者にやっていただいた清掃作業等も、自分たちの仕事スペースのところの部分については自分たちでやってください。それで、ごみの清掃とか紙の処理とかというようなものについては、自分たちでやりましょうということで、皆さん朝早く来て当番を決めてやっていただいている。役場の近辺の草刈りなんかも、シルバーのほうのに全部お願いをしていたものを自分たちでできることはやろうというようなことだとか、いろんなことをやってきております。

それらは、今までのバブルといいますか、経済規模が拡大をしていくとき

には考えられなかったことをやっているわけですがけれども、そういうようなものがこれからふえていかざるを得ないのかなというふうに思っています。特に地域の皆様方にやっていただくことなんかも多くなってくるのではないかと。学校、歩道を草刈りをしてくださいよというようなことが出てくる。要望で出てくるわけですがけれども、地区によっては通学路のところを地域の人たちに刈っていただくところもあるけれども、そうでないところはシルバーにお願いをして刈ったりとかというような場所もあるわけですし、いろんなことでいわゆる自分たちでできることは自分たちでやっていかざるを得ないような状況も、すぐもう先に見えているのかなというように感じもいたします。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 別世界に入っていくわけですから、なかなか町民の人も理解するまでには時間がかかると思うのです。その辺はしっかり説明をしていって、やっていただきたいというふうに思うのです。それでいいです。

続いて5番の医療費の関係なのですが、医療費が平成20年度、約11億円であったものが28年度には17億円、今から見ると5年先、6年先の数字しかここでは出ていませんけれども、1.5倍になると。10年先を見ると大体2倍になるというような見方でもいいのかなというふうに思うのですがけれども、いずれにしても伸びていくと。

高齢化のピークというのは、きのうちちょっと政策経営課の課長と話をしたのですが、団塊の世代の方が今退職をしてきている、した段階だということ

ですから、25～26年先がピークかなという話をしたのですけれども、そこまでは医療費も、いろんなお年寄りにかかるお金もかかってくると思うのです。特にこの医療費というのは、このように平成28年度でもう1.5倍になるという予想ですから、この分を町民が負担をしていかなければならないというのは、なかなか難しいなという感じを受けるというか、実際そうなると思うのです。ちょっとこれ、この問題は清水議員もこの後質問しますので、余り私のほうでは深入りはしませんけれども、やっぱり町でやるのはどうしても限度があるという状況にまで今来ているのではないかなと思うのです。町民に負担を求めるのも、こういう景気の中でありますから、限界に来ているのではないかなというふうに思うのですが、まずその辺の認識は、私と町長一緒なのかどうか伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 全く同じ考えだと思います。

最初に申しあげましたように、制度自体が壊れてしまっているわけですから、払う人がいて使う人がいてというのが、いわゆる富士山型でなければ成り立たないわけですが、使う人のほうが多くて払う人が少ないわけですから、成り立たないわけで、それをどう再構築をしていくかというのが今課題であると思いますので、議員さんおっしゃるように、大変厳しい状況だと思います。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) そういふのが見えてくると、我々政治に携わる者は
そうするとどうするかということになると思うのです。これはまさに我々の仕
事であるというように。

そう考えると、やっぱり国がしっかりとした国民の保険制度の政策を持っ
ていただかないと、成り立たなくなってくるというふうに思うのです。必要に応
じて国への要望というものをしていってほしいと思うのですが、その辺の気
持ちを伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 全くそのとおりでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) ここまで順調に来てしましまして、結構なことす
けども。

続きまして、区画整理なのですが、区画整理につきまして、要は川島と
菅谷地区に対してどうするのだということを聞こうと思ったら、もう既に答え
が出ていますので、これ聞かずに済んでしまいそうなのですが、駅西と川島
地区の区画整理事業におきましては、整備手法を検討していくとの表記に
変更させていただき、今後は現在のような住居区への区画整理を行って
いく予定はないということでもありますので、大変お金のかかる分野について計
画を持たないということでは、ぜひそういうことで進めていっていただきたい
なというふうに思います。川島の1つの例の問題につきましては、私も理解

していますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の農業者の関係なのですが、現在の平均年齢が65.2歳ということです。10年後はそのままスライドすれば75歳になると。そうすると、例えば1町やっていた人は、どうしても体が自由がきかなくなりますので、1町やっていた人は5反に減るとかということになっていくと思うのです。そうすると、嵐山町の食糧自給率というものがやっぱり落ちてくるということを考えなくてはならないということです。

先ほどの質問では、議会後、農業関係者と話し合いをする、懇談をするということでお答えがあったわけですが、どんなことを念頭に置いて懇談するのか伺いたいと思ひます。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 今、話を議員さんしたように、あと5年たったら、あと10年たったらということを見ると、本当に心配になってくるわけですが、そういう状況下の中で町では何ができるかということで、農業関係の職員を今年2名増員したわけです。ほかのところを減らしたりなんかしている中で。そして、営農指導員もつけましたし、そういうような形で農業関係のところの人的整備、拡充を図って取り組んでいこうということできているわけです。

そういう中で、今話したように、基本的なことというのは本当に高齢化が急速に進むという中で、日本の特に嵐山町の農業をどう確保していくのだということが、本当にもう喫緊の課題になっているわけですが、そういう

問題を農業者を中心として考えていかなければ、どう取り組んでいったらいいのかということ相談をするということでございます。

農業委員会からは、昨年度問題も提議をされておりますので、そういうことも含めて、また地域の農業者の皆様の意識というようなものもしっかり組み入れていかないことには、行政だけでどうはねてみてもどうしようもないことでございますので、町を挙げて取り組んでいかざるを得ないというふうに思っております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) この問題は、前々から言われていたわけですけども、なかなか進んでこなかった問題です。そういう中で、大変な状況にこれからの10年でなっていくということです。町として最大限の努力をしていっていただきたいというふうに思うのですけれども。

やっぱりお金になっていかないと、これは町長もお話ししましたように、なかなか担い手になっていいけど生活としてやっていけないと、そこには入りませんので、販路の確保、拡大というものをやっぱり町で研究していっていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺あれでしょうから、あえて答弁は……、同じですよ、違いますか。町として販路の拡大を、よくネットでの販売というものを農家の方がやっているというふうに聞いて、やっているのをテレビなんかでもやっていますけれども、そういうことを手助けしてやるとか、やって販路の拡大を進めていくというようなことです。あるは直売所

を、これは清水議員からも質問が前にありましたように、あそこで食事ができるような場もつくっていったら、町の農産物の販路の拡大というものにもつながってきますので、そういったものをやってほしいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 思いは同じなんだと思うのですが、町がという話が出てくるのですが、ちょっとそれにはどうかなというふうに思うのです。町で職員をふやしたというのは、やっぱり民でやるためのサポート、あくまでもサポートが、行政のいろんなところの情報を集めたり、あるいはいろんなノウハウがあちこちにあるのを調べて教えたりというような、サイドのお手伝いをするための人数をふやしていく。あくまでもやる人というのは、その人にやっていただくということでない、国の政策ともずれてきてしまうと思うのです。

国で今度直接方式にというのも、やる人にやるわけですから、町に来て町から補助というのではないですから、そういうようなことも農業の全体の国の流れが変わってきているわけですので、全部の農業者に対してどうするということではないわけです。ですので、国のやり方が変わってきている、それらに町も合わせていかざるを得ない。それにはどうしたらいいかということで、相談の窓口だとか、あるいはサイドのお手伝いをするのに必要なのではないかとということもあって、人数をふやさせていただいた。農業の指導員をふ

やしたと、そういうことでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 助言でいいのですけれども、要は助言どまりだと人数はふえていかない、担い手はふえていかないというふうに思うのです。なかなか生活していただくだけの収入を得ていきたいと、得たいということ。そこがバランスとれば、十分やっていく人はふえていくと思うのですよね。そこが問題、これは町長も先ほどおっしゃっていましたが、そこをどう解決するかといったら、販路の拡大を追求といいますか、研究していかないといけないのではないかなと思うのです。そこは手詰まりだということまでできてしまっていれば、これは仕方ないのですけれども、現段階ではなかなかパソコンなんていうのもなれていないでしょうから、そういうものをしっかり教えていくというか、そしてネットを使った販路の拡大、あるいは直売所のところでの拡大というものを、そういうことが当面大事なことはないかなというふうに思うのです。すぐすぐやってほしいということではないのですけれども、何か違いますかね。

○藤野幹男議長 では、答弁お願いいたします。

○岩澤 勝町長 ちょっと違うのかどうかわかりませんが、パソコンなんかを使うだとか、あるいはどういう指導をしなければいけないとかということについて、再度のわきからのサポートというのは必要だというふうに思っているのです。だけれども、その前面に出てパソコンを行政が使ってというよ

うなことだとか、あるいはそれと同じようになるようなことというのは、ちょっと行政がやることではないと思うのです。

例えば今四国の山の中で葉っぱ産業というのが日本的に、全国に有名ですよね。あそこの葉っぱをやるところの地域のおばさんのところには、全部パソコンが入っているわけです。それで、おばさんたちがパソコンを全部はたいて、どういう葉っぱが何枚必要だというのが来るので、それをすぐとりに行って、次の朝持っていくと、そういうようなシステムというのができているわけです。だけれども、そこまでやるのには行政などのサポートというのはあったと思うのですけれども、やっているのはそういう人たちが動かしているわけです。それで、周りのところと競争して勝っているから、そういうような状況にいくのだと思うのです。

ですから、そういう再度のサポートというのは、これからもなお必要だというふうに思っていますけれども、そのところはちょっと違うでしょうか、私はそういうふうに考えますけれども。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 大体同じですよ。

いずれにしても、これからの10年間というのは、町長もおっしゃるように別世界に入っていくということですから、大胆な見直しも必要だし、町民に求めるものも必要だし、我々の頭も切りかえていかなければなりませんから、しっかりとした情報と説明というものが必要になってくるなど、そういう振

興計画にしてほしいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2番目の質問に移りたいと思ひます。まちづくり基本条例、きのう渋谷議員さんからの質問がありました。この問題について前置きはいいと思ひますけれども、嵐山町としても、回答書を用意してありますので、しっかりとつくってほしいというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えをさせていただきましたように、これから策定を計画しております第5次振興総合計画、この中に方向性をつけていきたいというふうに考えております。きのう渋谷議員さんにお答えをしたとおりでございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 町長は町民意識の醸成というのを、これにこだわっていらっしゃるわけです。それは当然大事なことですけれども、町民意識が今醸成されていない状況として、委員会への公募が少ないとか、委員会、審議会への重複の委員がいるとかということで、なかなか町民が町の事業、政策、そういった全般にわたっての意識の醸成がまだされていないということでおっしゃっているわけです。町長という立場からいうと、自分の

政策が、逆に言えば支持をされていないということになるのですから、説明不足があったりという状況になるというふうに思うのです。それはやっぱり自分自身でそこは醸成の機運をつくっていかないと、まずいなというふうに思うのです。そのことをちょっと一言申し上げておきたいというふうに思うのです。

それで、きのうも渋谷議員さんからお話があったニセコ町、これ逢坂さんというのか、ちょっとこの本を読んでみまして、一番何を感じたかという、自治体とは何かというのを何となくこれを読んで感じたのです。そうかといって、いわゆる町長がやっていることと、ここに書いてあるニセコでやっていることとは、そんなに違わないのですよ。要は、情報を提供し、情報の共有の中で、一人一人が理解をして行動をしていくのだということですから、違わないどころか、全く同じです。だけれども、町長は頑としてこれをつくろうという気にはならないわけです。

そこまで一緒な考えとしては、基本はできているわけなのですから、つくっていくということでは何ら問題はないというふうに思うのです。

それで、総合振興計画にも通ずるものなのですから、これからというのは建物建てたりとか、道路つくったりとかというそういうもの、道路なんか必要な部分もありますけれども、建物もありますけれども、それよりか人をつくっていく、人づくりがまちづくりになるというふうになっていくと思うのですよ。ボランティアで町をある程度やっていくとなったら、それなりの理解をしてもらっていかねばいけませんからね。

それで、そういう人づくりをしていく基本となるものをやっぱりきちんとつけて、そして町の方向性も定めていかないと、人づくりというのはそのときそのときの考えで、今大変だからやってくれというだけでは、やっぱりこれはできないというふうに思うのですね。やっぱり基本がないと、基本が大事だということを何回も言っているのですけれども、基本がないと人もつくれないというふうに思うのですけれども、ちょっとその辺なくともいいのだというお考えなのでしょうが、ちょっとその辺伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 なくともいいのだというのはちょっと違うのです。自治体ということなんだと言いましたよね、読めば読むほど自治体だということだと。自治体というのは、自治という考え方を持った人の集まりなわけですよ。ですから、自治の意識を持っている人の集まりですから、その集合体になれば意識の共有という、きのうもそういう話が出ましたけれども、できるわけなのですよ。

自治法の中にもありますけれども、地方自治体というのは市民にいろんな権利、市でやる、町でやるサービス、そういうものを平等に受けてもらうような、市民からすると、町民からすると権利があるのだということなのですけれども、市民の責務というのがあるのです。そのすぐ後ろの行に書いてあるのです、地方自治法の中には。

それで、そういうものというものは、やっぱり自治の意識の醸成というの

がなされてこなければ、お上がやるだけという意識の感じだけでは、ちょっと無理なのではないかというふうに私は思っているのです。

ですから、町もやらなければいけない、しかしそれに対して町民としてこういうこともやらなければいけない、当然のことだというような意識がこういうふうになってきたときに、お互いに一緒になってまちづくりがさらに進むという。ですので、そのところを醸成するための地域のコミュニティーづくりというものを一生懸命皆様方と、力をかりてやっているわけでありまして、そのところがいろいろ参加をしていただく人が本当にふえてきて、回りの市町村にも負けないぐらいな人たちが参加をしていただくような状況が生まれてきている。ですから、そういう意識の醸成というものは、着実に進んできているなというふうには思っております。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 町長がそこまでおっしゃって、なぜすぐつくらないのかという理由にはならないのです。それと、ニセコ町でつくったのと町長との考えに差異はないわけです。そうなのですよ。

だったら基本的な町の方向性を定めて、町民と一緒に醸成されていないところは町民と一緒に進めていくのだというお考えになれば、私はいいだけのことだと思うのですけれども、なかなかそこは難しいのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ですから、今言ったような状況で、そう思うのですね。

何か条文をつくれれば、すぐそれで済みだということにはならないと思うのですよ。つくったからには、それを守らないといけない。守るための最低の条件といいますか、必要な部分というのが自分とするとあるというふうに思っていますので、それが自治意識の醸成、ある程度の醸成がないとどうなのだろうということをおもうわけです。

それはすべて今行政をやっていく中で、いろんな形のところで町政に対して応援をいただく、その応援いただくやり方というものが、ニセコ町と嵐山町とどう違うのかというのは具体的にわかりませんが、かなり違う部分があるのではないかなというふうに私は思っています。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) つくったら条例を守っていくというようなことでお話あったわけですが、そういう部分もありますし、きのうも渋谷議員さんおっしゃいましたが、4年で変えているということでもあるわけです。

条例では10年後に変更するということで最初に書いてあるのですけれども、ある面ではそういう緩やかな面、条例と名前をつけていますけれども、そういう緩やかな面があってもいいと。町民と合わない部分があったら、それは適宜変えていけばいいというふうに私は思うのです。

やっぱり自治体の憲法と言われておるわけです。それは日本の場合、この憲法なくたって、それは日本人は生きていけるでしょうけれども、なかった

らとりわけ第9条の面では大きな間違いを犯していくのではないかなという心配は、私なんか持っています。同じように、町の憲法というものをしっかりつくっていくことによって、大きな間違いは犯さない。基本的なところでは、町民と協力、協働で町をつくっていくというそこが大事なわけで、そこを守っていくために自治体の憲法と言われるものが私は必要だというふうに思うのですけれども、ちょっとしつこいですが、10年先に、10年先といいますか、振興計画にのせる程度で終わりだというお考え、ちょっともう一度伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 いろいろ勉強をされているようですので、おわかりだと思うのですが、この自治基本条例というもの、それとまちづくり基本条例、川口さんと渋谷議員さんでも呼び名が違うように、いろんなことを目指す市づくり、町づくりによって、内容が本当に違うのです。みんな同じあれではないのです。ですので、そういったものが今、この町では何が必要で、どういうふうにするのか、どういうことを町民の人が一番願っているのか、願っていないのかというようなことが、それによってみんな自治条例であり、まちづくり基本条例であり、いろんなものができているわけでありまして、そういう面も考えると、やっぱりある程度つくるのには、こういう方向を目指していこうというものが必要なのではないかなというふうに私は思っているのです。ですので、そういった意識、そういうものの高まりというものがあ程度必要なので

はないだろうかというふうに考えています。

そして、もうちょっと言わせていただきますと、今、先日の新聞にも出ておりますけれども、所沢市で民間の人たちをあれをして、検討して、その案ができたのです。それで案をこの間、市長にやっている写真が出ていましたけれども、そういうものが所沢市にできました。それで、所沢市でも所沢市の目指す方向のが出ているわけですが、そういう中にもやっぱりほかの、ニセコとはちょっと違う内容のような抵抗の部分があるわけで、ですからそのところもどうなのでしょうというふうに自分としては思っておりますので、言葉を返すようではありますが、どういうまちづくりをどうするのだというものがもうちょっと町民全体で集約をされてきたときが、つくる時期ではないかなというふうに考えております。

それには、今度の総合振興計画を、そういう形の考え方を1つにまとめた計画ができるでしょうから、そういう中で方向性が出していければというふうに思っている次第です。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 総合振興計画との関係では、ニセコ町ははっきりとこれはしてはしまして、他の条例とか規則というのは、このまちづくり条例の定める事項を最大限に尊重していくということで、一番上にある条例だという位置づけなのです。そのもとに振興条例やほかの条例等があるのだということなのです。

所沢の件は、所沢のは、それぞれの自治体でお考えになったことですから、提案したところがお考えになったことですから大変結構なことだと思うのです。

嵐山町としても、そうすると否定はされていないわけですから、やっぱり研究は一遍にできるものではない。特にどういう町をつかっていくのかというのは、ある程度の期間やっていかないと、議論をしていかないと、これは出てくるわけではありませんから、これ意識の醸成を待っていていいのかなというふうなこともちょっと気になります。

これで質問しても、また同じような答弁しか返ってこないでしょうから、振興計画にのせてやっていただけるということは結構なのですが、一日も早くまずは研究についていただきたいというふうに要望したいと思います。

それで、最後の質問ですけれども、平成の大合併についてであります。平成の大合併が平成 21 年度末、本年の3月末をもって一応区切りとなりました。そこで、しっかり総括、総括といいますか、検証といいますか、しておくことが私は肝要であるというふうに思います。どうして肝要かということでは、今後も国は道州制の導入などとあわせて合併の強要がされてくるということが考えられます。そのときにしっかり、何といいますか、右往左往なんて言う表現が悪いのですが、国の言い分に乗せられないしっかりとした地方を築くことが私は大事だというふうに思いますので、この総括をしておくことが大事だというふうに思います。それで、町長はこの平成の大合併をどのように

お考えになっているのか、伺いたいと思います。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 それでは、平成の大合併について答弁をさせていただきます。

平成 12 年の地方分権一括法後、地方自治体が自主的、主体的にみずからの行政を行うことのできる新時代にふさわしい地方自治を確立するために、合併も一つの選択枠として奨励されてまいりました。平成 12 年当時の政府与党は、目標数値を 1,000 とし、合併特例法、今で言う合併旧法において財政的な特例措置が盛り込まれ、平成 18 年 3 月にはそれまで 3,232 あった市町村が 1,821 となりました。その後、いわゆる合併新法が施行され、現在において市町村数は 1,727 となっております。県におきましても 92 あった市町村が現在 64 となっております。

我が嵐山町におきましても、平成 14 年に比企の 10 市町村における合併研究会、平成 15 年に比企地域任意合併協議会、平成 15 年 12 月に比企地域 3 町 3 村合併協議会を設立しました。これもご存じのとおり、平成 16 年 8 月、滑川町の離脱の申し入れにより、解散をしております。その後、合併新法のもと、埼玉県が合併推進構想を策定し、その中では嵐山町は、東松山市、滑川町、小川町、吉見町、ときがわ町、東秩父村との組み合わせが提案をされておりました。そして、平成 22 年 3 月には合併新法が改正さ

れ、現在は自主的な合併の円滑化を促進するものとなっております。

合併をどのように考えているのかということでございますが、私は以前にも申し上げましたとおり、自立をし、足腰が強い自治体とするためには、合併も一つの選択肢に入ると考えており、合併する際には、比企郡市圏を視野に進めていくことがいいのではないかと考えております。

平成の大合併は、いわゆる地方自治の歴史の流れであり、各市町村においてみずからの自治について、まちづくりについて考える機会であったと考えております。今後も自治体の自己責任、自己決定において運営していくこととなりますので、その機運の醸成により、さまざまな手法を検討していくべきではないかと考えております。これで、平成の大合併についての答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 私も平成の大合併について全部が全部悪いなんていう考えではありません。

でも、かなり多くの部分が政府からの押しつけに対して、合併特例債というあめをぶら下げられて進んでいったというものを感じてならないのです。これ3町3村のときに配られたものなのですからけれども、1つは、地方分権が合併によって推進しますよということを言っているのです。実際に合併された自治体を見て、地方分権というのは合併していない嵐山町より進んだというふうにお考えになるのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 各合併をした自治体、それぞれのご判断があると思いますが、私のほうからはそれがどういう状況にあるのかわかりませんので、ちょっとコメントではできません。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 本を一々読むのをやめますけども、これあきる野市を調査して調べたものがこの中に書いてあるのですけれども、合併したところ、していないところ、そんなに変わらないというのが結論的にはあるのです。むしろ地方分権というのは、各自治体の、町長のおっしゃった自己責任、自己決定によって決められるものが、そこにあめ玉をぶら下げられての合併をした。いわゆる政府の介入に近いものを行ったと、地方分権の推進ではないのだということまで言っているのですけれども、私もそのとおりだなというふうに思うのです。ちょっと一言申し上げておきます。

それから、少子高齢化への対応も進むのだということを言っているのです。保健、福祉、医療などの行政需要の増大が予想され、これがスケールメリットを生かした組織体制づくりができるので、いろんな優秀な人材が集まってくるので、少子高齢化の対応も進むのだということを言っているのですけれども、何かそんな合併した自治体をご存じでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 スケールメリットというのを言われたのはわかりますけれ

ども、どこがどう成果が出ているとか出ていないとかいうのは、存じ上げておりません。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 実態はそうだと思うのです。

ここでも政府の言い分というのは通っていないと、財政状況もそうですよ。合併をしていかないと、財政が苦しくなって、どうしようもなくなってくるのだというのが政府の言い分なのですが、嵐山町もそれは大変ですけれども、2000年あたりに合併したところは、これから交付税が減っていくわけですね。算定がえによって10年間は維持されますが、これから減っていきますので、そうすると今まで合わさった分よりも交付税が減ってきますから、大変になってくるということが予想されるのです。だから、財政でも厳しくなってくるということが言えるのですけれども、ちょっと前に町長に伺ったのですが、財政的には有利だというふうな、町長はそのときにお答えをしたと思うのですが、けれども、それを覚えていますか、覚えていないですか、いいのですが、ちょっとそれお伺いしたいと思います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 財政的に有利というのは、いわゆるあめとむちとよく言われておりますけれども、そういうものがあつたわけですから、有利には違いな
いのです、そのときにやれば、そういうものを使ってやったら。

だけれども、私は最初から言っていますように、市町村の足腰を強くして

いかなければいけないのだということです。そのための一つの方策ではあるというふうに最初から、合併については言っているつもりなのですけれども。ここにも書かせていただきましたけれども、足腰が強い自治体とするために合併も一つの選択肢、それも一つの方法だというふうに私は考えておりますので、それが良と出るようにしなければいけないわけですが、どのような結果が出たかはわかりません。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 足腰が強いというのがちょっとよくわからないのです、どういうことを言っているのか。それが合併することによって財政力が上がるのだということをおっしゃっているのか、そういうことをおっしゃっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 ですから、メリットと言われた部分が幾つかあるわけですよ。職員の数がふえる中で専門職ができる、先ほど言った福祉関係の専門の係ができるから、それに対応する優しい対応ができるようになりますよとか、あるいは専門的な技術者がふえるから、いろんな工事関係にも優位性ができますよとか、あるいは合併をするための特別な応援が国から得られますよとか、合併をするために議員の数が減る、首長の数が減る、職員が減る、そういうようなことで財政がしっかりしていきますよというようなメリットと言われる部分があったわけですよ。そういうものを見れば、やっぱり足

腰がその分だけは強くなるというふうに見てきたわけです。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 今おっしゃったことは、例えば議員が減る、首長も1人になるとか、職員も減っていくとかということでは、交付税もあわせて減らされますので、そんなに大きな財政規模を強くするというものにはなっていないということなのです。それより合併特例債でいろんなものを建ててしまっ
て、その弊害のほうが大きいということが実態だというふうに思うのです。

町長に今後、国からこういう合併の話が来たときには、十分精査しての判断で、特に町民の理解を得ていただきたいというふうに思うのですが、そのお考えに変わりはないと思うのですが、ちょっとまた聞いておきたいと思
います。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 合併については、当初から話をさせていただいておりますように、町民の意思を尊重してやらせていただくと、それで町民直接投票で
すか、そういう手法も合併の判断をするときには必要ではないかというのは、最初から答弁させていただいている内容でございます。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) それで、やっぱり合併については次の3つの視点が大事だなというふうに思うのです。1つは、住民の暮らしと住民サービスや負担が合併によってどうなっていくか。2つ目に、住民の声や実情が行政や

議会にきちんと届けられるまちづくりになっていくのか。そして最後に、地域の将来、経済はどうなっていくのか。ここのところを精査をして、必要な合併であるかどうかというのを判断していくことが大事だというふうに思うのです。いかがでしょうか、この3つに対して。

○藤野幹男議長 最後、答弁お願いいたします。

○岩澤 勝町長 議員さんおっしゃるとおりだと思うのです。

町民の人が合併に対してプラスに思うのかマイナスになると思うのか、そういうものの判断がしっかりできる材料を提供しますよということを最初から言っているわけです。それで、その中で町民の皆様の判断に基づいて、最後の決断、決定を下させていただくと、町村合併についてはそういう考え方を基本的にとっていますということを言わせていただいているわけがあります。

○藤野幹男議長 川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 民主党政権になっても、道州制の導入というのは目標に置いているようですので、そうした話が来たときには、今申し上げたような点を十分考慮に入れてご判断いただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午後 3時56分

再 開 午後 4時10分

○藤野幹男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 清 水 正 之 議 員

○藤野幹男議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受け付け番号9番、議席議員 10 番、清水正之議員。

初めに、質問事項1の国民健康保険についてからお願いいたします。

〔10 番 清水正之議員一般質問席登壇〕

○10 番(清水正之議員) それでは、日本共産党の清水正之です。一般質問をさせていただきます。

まず、第1ですけれども、国民健康保険についてですが、例年私たちがやっております自治体キャラバンで、今回国保関係も含めて5項目の要請を行いました。そのときに町民課長のほうから、来年度は国保税を引き上げざるを得ないというお話がされました。そういう面では、先ほどの質問の中にもありましたけれども、国保会計そのものが今非常に大変になってきているということは承知をしております。その上に立って、今回国民健康保険の現状と改正案、今考えておられる段階で結構です。お聞かせを願いたいというふうに思います。

まず、第1は、22 年度の特別会計の現状についてであります。当日も課

長のほうからも少しお話は聞いておりますが、改めてお聞きをしておきたいというふうに思います。

2点目は、22年度ベースで、国保におけるペナルティーの総額についてお聞きをいたします。

それから、3点目ですけれども、これも多分役場のほうからの指標で出された問題ですが、21年の12月31日現在で、夫45歳、妻専業主婦で、高校生、中学生の子供が1人と、資産ゼロという形で試算が出ておりました。所得100万円で国保の年税額が13万700円と、所得200万円の人で年額26万7,800円と、所得から比べると1割以上の保険税がかかるという試算でありました。こうした点を考えると、非常に国保税そのものが負担が大きというふうに感じました。町長そのものは、この負担に対してどう考えているのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

最後になりますが、来年度改正というお話もあったわけですけれども、改正の考えと、もし改正するのであればどの程度の改正になるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目の①、②について、中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、私のほうからは小項目の①、平成22年度の特別会計の現状についてお答えをさせていただきます。

平成22年度の国民健康保険税の予算額は19億2,026万8,000円

で、前年に比べて8,148万6,000円、4.4%の増となっております。この増額の主な要因でございますが、歳出では、保険給付費9,890万円の増、歳入では、前期高齢者交付金1億8万3,000円の増でございます。本町の国保の現状は、被保険者の高齢化に伴いまして保険給付費は今後増嵩し、一方、厳しい経済状況の中で保険税の伸びは多くを見込めないという実情にございます。

また、22年度予算では保険給付費支払い準備基金も2,600万円を繰り入れることによりまして、残額はおおよそ85万円程度となるものであります。以上のようなことから、非常に厳しい財政状況にあるものというふうに考えております。

次に、小項目ナンバー2の平成22年度のペナルティーの総額はについてお答えをさせていただきます。

ご質問のペナルティーで、22年度予算に関係するものは、国庫補助金の普通調整交付金算定につきまして徴収実績による減額措置の件がありますので、その件についてお答えをさせていただきます。

国の普通調整交付金は、保険料、収納割合が規模別に定めた一定割合に達しない場合は減額されることになっております。本町の場合は、22年度の算定に当たり21年度の徴収率が92%未満となった場合は減額されるということになりますが、21年度の収納割合が今のところ92.2%でございますが、92%以上となる見込みでございますので、ペナルティーによる減額

はないものと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目③、④について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

所得 100 万円で年額保険料 13 万 700 円、所得 200 万円で年額保険料 26 万 7,800 円の状況での保険税負担に対する考え方はということでございまして、具体的な事例を挙げてのご質問でございますが、保険料は大変重い負担であるなというふうに考えております。

4 番目でございますが、来年度改正の考え、改正はどの程度かにつきましてお答えをさせていただきます。現在の国保財政の厳しい状況は、ただいま申し上げたとおりでございますが、改正せざるを得ないのではないかと考えておりますけれども、現段階で改正するというふうに決めているわけではございません。今後の医療費の動き、これが一番の問題でございますので、それを見ながら慎重に検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 1 番は結構です。

2 番のペナルティーの問題ですけれども、国は全体でペナルティーの金額が 2008 年で、全体で 350 億というふうに言われています。その内訳は、乳児医療費の無料化で 69 億、高齢者の負担軽減で 32 億、障害者の負担軽

減で191億というふうに言われています。今の答弁ですと、徴収率だけのペナルティーはないというふうになっていますけれども、こうした以前も町長そのものが乳児医療の拡大分についてのペナルティーの問題等も話がされていましたが、こうした部分のペナルティーというのは、町はかかっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 今現在、町のほうでそういったことでペナルティーというものはかかっていないというふうに承知しております。

○10番(清水正之議員) かかっていない。

○中嶋秀雄町民課長 はい。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) わかりました。それは結構です。

それから、3点目です。滞納世帯に対する負担、町長そのものも重いというふうに感じているということでありました。ちょっとあわせて4番目と含めて、町長ですから、お聞きをしておきたいというふうに思うのですが、いずれにしても先ほど課長の答弁ですと、国保会計そのものが大変になってきているという形で、決めているとは言わないけれども、そういう方向は考えられるのではないかなというふうに思うのですが、町長そのものが負担は重いというふうに考えておられるので、もう少し来年の改正に合わせて認識を一致をしておきたいというふうに思います。

1つは、滞納世帯の問題です。先ほど町長が言いましたように、負担が重いと感じているというので、これは被保険者の人たち、住民の人たちも重いというふうに感じられているのではないかなというふうに思います。滞納世帯が全国平均ですと、20.8%になっているというふうに言われています。実は、では嵐山町の滞納世帯がどのくらいあるかということですが、2009年の12月31日現在、昨年3月31日現在で、私たちにいただいた資料ですと606人です。では、その606人が被保険者のどのくらいに当たるかというと、全国平均とほぼ同じです。20.1%です。そういう点からすると、非常に滞納している人たちも多いのではないかなと、世帯でそのくらい重くなってきているのではないかなというふうに思います。

もう一つの資料として、では所得階層での滞納がどうかということですが、嵐山町は100万未満の滞納をしている人が25.4%です。100万から200万が16.8%、それから200万から300万が10.1%、300万以上が8.6%です。そういう点からすると、やはり所得の少ない人たちの滞納者というのが非常に多いというふうに思います。そういう面では、やはり町長が言われているように、国民健康保険の負担というものが低所得者に対して非常に負担が重くなってきているのではないかなと。なかなか納められないという部分が出てきているのではないかなというふうに思いますけれども、町長の所感をお願いしたいと思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 税の重さといいますか、そういうものの受ける感じというのは、確かに今清水議員さんが示された内容のとおりを受けているのではないかなというふうに思うのです。それで、答弁はそのとおりなのですが、先ほどから話が出ておりますけれども、国保の長期持続可能なシステムではないというのが、そのところだと思っております。ですから、それらが改善されない限り、そういう意識というのは、やっぱり持つ人がふえてきてしまうのではないかなというふうに懸念をしているわけでありまして、ぜひ一日も早い保険制度の改革がなされるのを期待をしている者の一人でございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 私もその一人なんですが、先ほど町長は制度が壊れてきているのだという話をされました。では、制度が壊れてきているというか、制度を壊してきたのはだれなんだという話になるのだと思うのです。そういう点からすれば、確かにそれぞれの自治体が今国民健康保険は非常に大変な状況になってきていると思います。その一番の原因は、私は市町村にあるというふうには思っておりません。

そういう面からすると、1つは、この間、自民党政権、そして自公政権、それに民主党政権というふうに変ってきましたけれども、1984年の国民健康保険の法律改正で、補助金が医療費の45%から38.5%に削られたこと。もう一つは、1992年に市町村の国保の事務費が廃止をされたこと、それか

ら同じく1984年に低所得者の保険料の軽減のための公費負担が8割に減額され、その後5割に下げられ、さらに定率から定額になったと、このことが市町村の国保を圧迫している原因だというふうに思うのです。そういう面では、今度の新政権の中で、こここのところにメスが入らない限り、市町村の国保というのはなかなか大変だというふうに思っています。

そうした反面、では被保険者の人たち、国民の人たちが、そういう中でも努力をしながら改善をしてきたこともあるわけです。それは、とりわけ資格証の問題です。資格証を発行していない町村は、全国では551自治体あるというふうに言われています。埼玉でも30自治体が資格証を発行していない。要するに、保険証を全部交付しているという実態です。

そういう面からすると、嵐山はこの12月31日現在で、資格証の発行が11世帯、短期保険証の発行が111世帯、1つ問題なのは、窓口のとめ置き世帯というのが87世帯と、短期保険証も資格証も行っていないという世帯が87世帯もあるということなのです。ここは大きな問題だというふうに思います。同時に、この間の運動でそうした資格証を発行していない自治体がふえてきているのと同時に、嵐山でもやりましたけれども、中学生以下の短期保険証は発行する、それから経済的な病気の場合に短期保険証を発行する。窓口で減免の市町村が条例で定めている、これ嵐山でつくりましたよね。これが全国では155自治体にふえてきたと。これは国民の人たちの運動の成果だったと思うのです。

そういう面からすると、さっき言った市町村が健全な運営をしていくという面では、この補助金にメスを入れていかない限り、市町村の国保会計というのは大変にならざるを得ないというふうに思いますけれども、その辺の認識はどう感じているでしょうか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりだと思います。毎々話しておりますように、制度が壊れていると言いましたけれども、壊れているというか、持続可能でなくなっているわけでありまして。それはいろいろ説明、事例を挙げていただきましたけれども、やっぱり何といても少子化、高齢化、この人口構造が変わってきた、これが一番の問題だと思うのです。そして、高齢者がふえた、イコール医療費がふえた、そしてお金を払う人たちが減ってきた。こういう状況で、入るものが少なくなり、出るものが多くなってきた。そして、制度が維持ができない、自治体がそのところを特別会計に別ルートからお金を補充をしている。こういう状況が日本全国行われていて、その補充の額が多いところ、少ないところ、そういう中でいかにこの制度を持続していくかということで、自治体が苦勞している状況であるわけで、議員さんおっしゃるとおりでございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今民主党政権が後期高齢者医療制度を継続す

るということで、国保制度そのものを 65 歳の人たちを今度は後期高齢者というのかどうかわかりませんが、国保会計から別の国保会計に移すというふうな方法をとっています。まさに町長言われるように、もう制度そのものが立ち行かなくなっているというのは、こういうことから出てきているのだと思うのです。では、65 歳からの人たちが国保から抜けた場合の国保会計の推移というのは、どういうふうに考えていったらいいのか、町の国保会計そのものをどういうふうに考えていったらいいのでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 要するに、後期高齢者と言われる人が入らなくなった場合ということですか。

○藤野幹男議長 では、どうぞ。

○10 番(清水正之議員) 後期高齢者医療制度ができたときに、国民健康保険から 75 歳以上の人たちが抜けました。今度はそれを 65 歳からに引き下げて、別の国保に移すというふうに制度改正をしようというふうに言っています。まさに後期高齢者でも、あれだけ反対のあった制度をもっと広げようというのがもう一つの制度であって、では今まで 75 歳以上の人たちが入っていた段階の国保と、75 歳からの人たちが抜けた場合の国保の状況は、今現在、課長でいいですよ。どういうふうになっているのでしょうか。

○藤野幹男議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

まず、1つの今後の医療費の増加と、それから被保険者数、そういったものをちょっと推計をしたものがございまして、ご存じのとおり高齢化によって保険、いわゆる医療費がどんどん増加している。特に今国保の中でも70歳から74歳というこの年代、この年代が幾つか、20年と21年、数カ月をピックアップしまして、平均でとってございます。そうしますと、ちょっと細かい話になりますけれども、ゼロ歳から49歳まで、これですと年額1人当たり約9万6,000円という医療費です。これが65歳から69歳になりますと27万6,000円、そして70歳から74歳に上がりますと40万8,000円というような金額になってまいります。

この年齢構成でございましてけれども、21年度ベースで見ますと、実際被保険者数が今決算で見えておりますのが5,582人、そのうちの65歳から69歳が1,148人。そして70歳から74歳が782人、65歳以上のパーセンテージが34.58%、これは21年度でございまして。これが今後どうなっていくかといいますと、22年度になりますと、65歳以上の構成比が34.69%、そして70歳以上が14.9%、23年が34.9%、70歳以上が15.4%というような形で、どんどん高齢化が進んでいく。特に70歳以上の方たちが非常に多くなっていくと。そして、被保険者数の総体といたしますと、非常に実数が少なく、微増なのですけれども、微増ということで、被保険者数の微増に比

べて、いわゆる高齢化の 70 歳以上の方たち、特に医療費が毎年 40 万円超えるというようなところの層の皆様方のところが被保険者数がふえていくということで、医療費は今後増加していくというような推計になっておりまして、実際今議員さんのお尋ねの件でございますけれども、では 65 歳以上の方たちが抜けたときに、まだ具体的な制度、今の予定ですと9月ごろですか、中間報告という形でその医療制度の概要が示されるということでございます、その制度設計の内容については、まだ私どものほうには具体的には参っておりません。

ですから、そういったふうに区分されたときに国保の制度自体がどうなるのか、それから今議員さんのお話にありますように、その国の負担、県の負担、町の負担、こういった公費負担、それがどうなってくるのかということが示されませんと、具体的にはどのような形になっていくかというのは、今ちょっと推測ができないということでございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 確かにスケジュールそのものがそういうふうな形になっていますから、ただ民主党政権の中の試案としては、65 歳からは今の国保から抜けるという新しい制度が、後期高齢者という形になるのかどうかそれはわかりませんが、65 歳以上を切り離すという話も出ているわけで、そういうふうな形になると、例えば、国保の場合は医療費がかかる部分については、医療費が抑えられてくるということは言えるのだと思うの

です。

同時に、その反対に医療費がかかる人たちが今度は別の制度に行くわけですから、これはこれで、もしそういうふうにするのであれば、国がきちっと手当てをしなければいけないというふうに思いますけれども、そういう面からすると、先ほど町長、現段階では決めてはいないというふうに改正の問題について話がありましたけれども、十分やっぱりその部分を含めて検討していただきたいというふうに思うのですね。

これは国会がどういうふうになるかによって、町の国民健康保険の特別会計そのものがどういう形になってくるか、先ほど課長が言われたとおりです。では、補助金がどういう形になるかもまだはっきりしていません。そういう面では、ぜひその辺の推移を見ながら検討していきたいというふうに思うのですが、どうでしょう。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおり大変難しい状況というか、わからない状況であるわけです。ですので、首長間で集まったときにいろいろ話が出るわけですけれども、この後、清水さん質問がありますけれども、農家の関係のこと、戸別補償の問題、それから国保、後期高齢の問題、それから子ども手当の問題、こういうものがこれからどうなるのかというのが全くわからないねという話が出てくるわけです。その中の一つがこれなのです。

ですので、これが今課長が答弁したようにどうなるのかということは大変

難しい問題で、そういうものを踏まえて、来年度の予算を国保はどう組めるのかということで、現状ではまだ決めていませんということで、できれば上げたくないわけですよ。ですから、それがどこまで我慢できるかということで、現状では決めていません。ただ、限りなく変えざるを得ない状況にいつてしまふのかなという、今のままでいきますと。ただ、医療費がどう抑えられるかこれから先わかりませんので、まだ決めていませんということでございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、最後にしたいと思います。

これは国会が通った問題です。1つは、保険料の軽減の話です。これは専門用語ですからちょっと難しいかな、課長のほうはわかると思いますけれども、特定理由離職者についておおむね2年間に限り国保税を算定の前年度給与所得の100分の30とするというのが1つあります。これは既に実施をしているという私は認識をしているのですが、それを確認しておきたいというふうに思います。

それから、もう一つは、今回の改正で応益負担に係る7割・4割の軽減が7割・5割・2割の軽減にできると、これは市町村の判断なのかもしれませんが、できるというふうになっています。これを今年度の改正の中で制度改正というか、今年度実施をして算定をするというふうにできるのかどうか、お聞きしておきたいというふうに思います。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、最初の非自発的失業者の軽減の関係でございます。こちらにつきましては既に本町でも実施をしてございまして、申請が5月31日現在、10件の申請がございまして。

それから、7割・5割・2割の軽減の関係でございますが、こちらにつきましては清水議員さんからお話がございましたように、市町村の判断でそういった取り扱いもできるという規定になっておりますが、本町につきましては、今年度は従来どおりの軽減でいくということで考えております。

以上でございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 7割・5割・2割の軽減ですけれども、もう課長は既にご存じだと思いますけれども、小川は今年度の算定から実施をするというふうになっております。嵐山はこれができないという理由は何があるのでしょうか。

○藤野幹男議長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 一応こちらにつきましては、できる規定ということになっておりますが、非常に財政事情が厳しいということもございまして、この点については本年度従来どおりやらせていただくということで判断をさせていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) それでは、町長にお聞きします。

この7割・5割・2割の軽減というのは、低所得者に対する軽減なのですね。そうですね、課長。そういう点では、今町長そのものは国民健康保険については、かなりというか、重い負担と感じているというふうに言われました。

そういう中で、今回来年改正するかどうかこれから検討するのでしょうか。けれども、少なくとも国がそういう形で自治体の判断で軽減ができるということが国会で通ったわけですから、この算定から実施をするというふうにはならないのでしょうか。そういう面では、先ほどお話をしたように、低所得者の滞納者が多いということは、それだけ納めるのが大変だということなのです。

まして、私は窓口のとめ置きなんていうものは、少なくともなくさなければならぬというふうに思うのです。保険証を何も持っていない無保険者ということですから、国民健康保険に入っていないながら無保険者になっているという段階ですよ。そういう状況にあるにもかかわらず、国会がそういう形が通ったのであれば、町は、負担が重いと町長が感じているように、実際重いうふうには被保険者の人たち、住民の人たちも感じていると思います。そういう面では、その部分にそういう低所得者に対する配慮という面から、7割・5割・2割を実施する考えはないかどうか、町長どうですか。

○藤野幹男議長 それでは、答弁をお願いいたします。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃるように、窓口でとめ置きなんてとんでもないというお話ですけれども、そういうことをやったり、あるいはそのほかのことでもやらざるを得ない状況をやって、地方の自治体というのは何とかこの制度を維持していきたいと。そして、厳しい財政の中でも一般会計からどうしよう、どれだけ入れられるかというようなこともやっているわけです。

そういう中で、最後の究極の値上げをするかしないかというような判断をこれからせざるを得ない状況であるわけですので、そういう中で議員さんおっしゃるその気持ちは十分わかりますので、それらも含めて最後の判断をしていきたいなというふうに考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) ということは、現在はできなくても、少なくとも今後料金の引き上げを実施するときは軽減についても検討する、実施をしていくということなののでしょうか。

私はもう国会を既に通った。だとすれば、今そういう状況にあるのだとすれば、今年の算定からやっていったらどうかというふうに思うのです。軽減というのは滞納とは違って、少なくとも保険料は入ってくるわけですから、そういうことですよね。軽減するという方向のほうが、むしろ税そのものは集まるのではないのでしょうか、どうでしょうか、町長。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 払えない状況から比べれば、軽減ということですから税は入ってくる、議員さんおっしゃるとおりでございます。それらも含めて最終的な、値上げはしたくないわけですから、そういう最後の判断も入れる中で、それらも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) だったら値上げをしないというふうに言ってくださいよ。

値上げをするのだから、国はこういうふうに言っていますよ。今回の改正では、市町村の実情に応じて低、中所得者の負担の軽減が図れるようにというふうに7割・5割・2割を実施をするのだというふうに。そういう面では、では国のほうの補助金をもっとふやしてくれという町長の考え方もあるのだと思います。私もそういうふうに思います。少なくとも削られた補助金は、今はさっき言ったように総体的に50%から28%ぐらいになっていると思います。その部分をぜひ民主党政権のほうに出してもらいたいと。これは、それぞれの市町村がそういうふうに思っていると思います。

だけれども、実際に暮らしていく中では、やっぱり末端の市町村でどう軽減を図っていくかというのは町長の判断でしかないわけですから、ぜひその部分も含めて、私は今回から少なくともそういった軽減が国の制度として通

ったのであれば、やはり市町村が今度の算定からやっていったらどうかというふうに思います。

そういう面では、先ほど言ったように低所得者の軽減の公費負担が1984年から切られているというのは、これは大きな問題ですよ。だから、そういう面では、今度新しい菅総理になったわけですから、その部分は私たちもきちっと訴えていきたいというふうに思います。そういう面で、ぜひ料金改定と含めて検討するという方向を出していただきたいと思うのですけれども、どうでしょう。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 料金改定に合わせて、それらも含めて検討をしてみたいです。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、次に移ります。

農家の戸別所得補償の問題です。これも民主党政権の一つの目玉です。農家に対する戸別補償制度がスタートして、もう既に受け付けがされたと思います。そうした中で、戸別補償制度の概要をまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

嵐山町の中でどの程度これに該当する人がいるのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

3点目は、農業者に対する支援はどう考えているのか、町長にお聞きしたいというふうに思います。

◎会議時間の延長

○藤野幹男議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○藤野幹男議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目①、②について、新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 それでは、私のほうから質問事項2の小項目1、戸別所得補償制度の概要についてお答えをいたします。

我が国の農業が農業従事者の減少、高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にあるとの認識から、戸別所得補償制度の導入により、意欲のある農業者が農業を継続できる環境を整え、国内農業の再生を図ることで、我が国の食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにする趣旨から、平成22年度に実施される戸別所得補償モデル対策は、その内容が2つの事業により構成されております。

1つが、水田利活用自給力向上事業として、水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する販売農家に、主食用米と同等の所得を確保できる

水準の支援を行う事業であり、もう一つの事業は米戸別所得補償モデル事業として、主食用米の作付をする農業者へ生産数量目標の配分をし、生産数量目標に即した生産の範囲内で主食用米の販売農家に対し、主食用米の作付面積から自家消費米や縁故米分として一律 10 アールを控除した面積が交付対象となり、交付金の交付が受けられる事業であります。

戸別所得補償モデル対策事業に参加するためには、主食用米の生産数量目標の配分を受けることが前提であり、これまで需給調整に参加してきたか否かにかかわらず、参加しようと思えばだれでも参加できるように、生産数量目標の配分がされることが重要であります。

需要に応じた生産を推進するため、捨てづくりを防止するとともに、需要に応じた生産の確保に関する要件として、交付対象作物ごとにそれぞれ米実需要者等との出荷、販売契約等を締結するとともに、収穫を行うことが条件になります。以上が戸別所得補償制度の概要であります。

続きまして、小項目2、町内農業者はどの程度該当者がいるかについてお答えをいたします。米戸別所得補償モデル対策実施要綱に定める「水田利活用自給力向上事業及び米戸別所得補償モデル事業」に該当する可能性がある町内に在住されている方の人数は、水田利活用自給力向上事業に該当する可能性がある方が 593 戸、米戸別所得補償モデル事業に該当する可能性がある方が 361 戸になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 次に、小項目③について、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 町内農業者に対する支援ということでお答えをさせていただきます。

戸別所得補償モデル対策事業要綱に定める「水田利活用自給力向上事業及び米戸別所得補償モデル事業」に該当する町内に在住されている方が多数いらっしゃいます。この事業は、今年度から新たな制度としてスタートしたものであります。

戸別所得補償制度の周知について、埼玉中央農業協同組合と協力して行うとともに、制度上求められている申請書類等の提出については、適宜必要な時期に提出されるよう埼玉中央農業協同組合と連携をとりながら、個々の農家に対し必要な助言等を行い、申請漏れ等が発生しないように支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) この戸別所得補償なのですが、いわゆる生産費と販売価格の差額を補償しますよということなのだと思うのです。それが10アール当たり、金額は入っていませんけれども、1万5,000円ということになっています。それで、10アール当たり1万5,000円のまず算定の基礎計算方法があると思うのですけれども、それがもしわかったら教えてください。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 大変申しわけありません。現在、手元に持っておりません。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) では、ちょっとメモしてください、私言いますから。

まず、この1万5,000円の算出基礎です。これがまず戸別補償の問題については一番の大きな欠点です。1つは、基準的な生産に要する経費、これが60キロ当たり1万3,703円です。それから、基準的な販売価格、これが60キロ当たり1万1,978円です。その差額が60キロ当たり1,725円というふうになっています。これを交付単価で、10アール当たり530キロとれるということですから、8.8俵です。多分こんなに嵐山町はとれないと思います。掛けて60キロで割ったものが1万5,238円になります。したがって、ここから1万5,000円というものが出てきているのです。

課長にお聞きします。農水省が公表した米の生産価格というのは幾らになっているでしょうか。

○藤野幹男議長 新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 大変申しわけありません。現在、手元に資料を持っておりません。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) では、ちょっともう一回メモしてください。

農水省公表の米の生産価格が1万 6,497 円です。先ほど言った標準的な生産に要する費用、農水省は1万 6,497 円と公表しているにもかかわらず、今度の所得補償では1万 3,703 円なのです、60 キロ当たり。したがって、2,794 円がその差額分として、この所得補償をしても、農家の人たちの生産する費用には足りないということなのです。

では、1万 6,497 円で計算しますと、先ほどの計算方式でいうと、10 アール当たり4万円が本来なら交付されなければならないということです。ここが一番の大きな問題なのです。せっかく所得補償といいながら、実際は農水省が公表した1万 6,497 円を使わないで、どこから出てきたのかわからない1万 3,703 円を使っている。

したがって、これは私たちのあれですけども、これが農水省で計算した金額、こちらこの部分までです。この部分までが農水省が公表した金額、これだけ差があるということです。

先ほど言ったように1万 5,000 円ではなくて、本来ならば4万円交付をしなければ所得補償としては成り立たないものが、10 アール当たり1万 5,000 円になっている。このからくりは、農家の人たちは多分わからないと思います。ぜひこのからくりを知らせてもらいたいというふうに思います。そうしないと、せっかくの所得補償といいながら、生産費用よりも現段階でははるかに低い所得補償制度になっていると。時間がなくなってしまったから端

折ります。

そういう面では、町長どうですか、これは国の問題ではあるのですけれども、農家は米をつくれれば、いずれにしても、今の所得補償をもらっても赤字ということですよ。その差額分 2,794 円を町が補てんするという考えはありませんか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 現状ではありません。

それで、今清水議員さんおっしゃった課題というのものもあるわけですが、この生産費の経費というのは、全国的に地域によってみんな違うわけです。そういうものが一律に出されたらと、あるいは地域によってはいい経費になったり、あるいはとんでもなく足りない経費になったりということがあつてはいます。ですから、もう根本的にこのところは、農家の皆さんが満足できる状況の整備というか、基礎の数字の整理というのができていないのではないかなというふうに思うのは、清水議員おっしゃるとおりでございます。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 町が上乗せ補てんをしろというのは、私も無理な話だというふうに思います。

金額的にはさっき言ったように1万 5,000 円が反当たり計算すると4万円になるということですから、その分を補てんすることは、これ 10 アー

ル、要するに1反で2万5,000円も違うということですから、嵐山町の耕地を考えれば、とてもとてもそれだけの財政支出をするというのは、莫大な金になりますから、無理な話だと思います。

しかし、こうした状況を住民に知らせるという、農家の人に知らせるということは、できるのではないですか、どうでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 数字が正式に農水省で発表されたものを嵐山町で発表するということはできると思います。

ただ、それをどうこうという説明をつけての公表というのはいかがなものか、できるかできないか、そういうのはちょっと無理なのではないか。そういうものを踏まえた上で、その数字自体がおかしいのではないかというのは、もう全国的に言われていることですから、嵐山町だけの問題ではないわけでありまして、ただそれをそういうコメントをつけて嵐山町で発表するというのは、ちょっとできないのではないかなというふうに思います。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今回取り上げたのは、いずれにしても2つが国の制度の欠陥というふうに私は言いたいと思うのですが、そういう面からすれば所得補償なのですから、生産する費用に対して全額補てんするというのが私は所得補償だというふうに思います。

町長言われるように、確かに嵐山みたいに基盤整備ができてい田ん

ぼとできていない田んぼの反当たりの費用というのは全然変わりますから、そういう面では全国的にも非常に全国一律の問題というのは出てきています。そういう点では、ここが一番の問題点なのだということは、きちっと認識をしておいてほしいというふうに思います。

私も所得補償の問題は勉強させてもらいました。話としては非常にいい話をしています。農家の人たちがこれだけもらえるよという話をしていますけれども、もともと所得補償ですから、さっき言ったように生産費用に対するその部分だけはやはりもらいたいというのが農家の人の気持ちだというふうに思います。ぜひそのことだけは認識をしておいてほしいというふうに思います。

それから、もう一つだけお聞きをします。嵐山は麦の転作が非常に多くなってきています。麦の転作については10アール当たり3万5,000円なのですが、今までの今度の制度では3万5,000円です。今まで嵐山の場合の麦転に対する転作奨励金等についての金額は10アール当たりどのくらいになっているか、わかるでしょうか。

○藤野幹男議長 答弁を求めます。

新井産業振興課長。

○新井益男産業振興課長 うろ覚えで大変申しわけないですけども、4万6,000円だったかというふうに思います。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) ちょっと今聞いたとおりですね。

今度の制度の戸別所得補償については2つの制度があるわけです。1つは、先ほど言った米のモデル事業、それからもう一つは自給力向上事業ということで、今まで転作になっていた部分。今課長が言われたように、今までの転作だと麦転の場合は10アール当たり4万5,000円ぐらいだと、今度の場合は3万5,000円になってしまう。これはやっぱり農家の人たちの意欲をそぐものですよ、そう思いませんか。こんなことをやっていて、後継者が育つはずがないと私は思うのですが、どうでしょうか。

○藤野幹男議長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 国の農業政策に対していろんな意見があるというのは存じておりまして、そこまでにさせていただきたいと思います。

○藤野幹男議長 清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 終わります。

いずれにしても、国保にしても、米の戸別補償にしても問題がきちっとあるというものを認識しながら、ぜひ2つの事業を進めていってほしいというふうに思います。

ありがとうございました。

○藤野幹男議長 どうもご苦労さまでした。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○藤野幹男議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 5時07分)